

予算特別委員会 会議録

開催年月日	令和6年3月7日（第2回）								
開催の場所	湖西市役所 議場								
開閉会時刻 並びに宣告	開会	午前 9時30分			委員長	楠 浩幸			
	散会	午後 2時43分			委員長	楠 浩幸			
出席並びに 欠席委員 出席 17名 欠席 0名 〔凡例〕 ○は出席を示す ▲は欠席を示す ●は公務欠席を示す	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
	1	相曾 桃子	○	7	滝本 幸夫	○	14	竹内 祐子	○
	2	山本 晃子	○	8	三上 元	○	15	荻野 利明	○
	3	寺田 悟	○	9	福永 桂子	○	17	神谷 里枝	○
	4	山口 裕教	○	10	菅沼 淳	○	18	二橋 益良	○
	5	柴田 一雄	○	11	土屋 和幸	○			
	6	加藤 治司	○	13	佐原 佳美	○			
説明のため 出席した者の 職・氏名	別紙								
職務のため 出席した者の 職・氏名	事務局長	山本 信治		書記	戸田 匡哉				
	次長	木下 靖義		書記	白井 麻貴				
会議に付した事件	議案第37号 令和6年度湖西市一般会計歳入歳出予算認定について								
会議の経過	別紙のとおり								

委員外議員：馬場 衛

市長	影山 剛士		
副市長	山本 一敏		
副市長	鈴木 典之		
総務部長	田内 紀善		
環境部長	石田 裕之		
企画部長	安形 知哉		
健康福祉部長	袴田 晃市		
こども未来部長	鈴木 祥浩		
市民安全部長兼危機管理監	山本 健介		
産業部長	太田 英明		
都市整備部長	小倉 英昭		
教育長	渡辺 宜宏		
教育次長	鈴木 啓二		
消防長	山本 浩人		
財政課長	松本 圭史		
税務課長	山本 勝久		
総務課長	木和田宏美		
企画政策課長	馬淵 豪		
DX 推進課長	山本 敏博		
資産経営課長	藤井 公和		
秘書広報課長	内山 浩二		
市民課長	豊田 雄一		
危機管理課長	吉原 淳		
文化観光課長	白井 保司		
環境課長	牧野 悦次		
廃棄物対策課長	石田 千博		
こども政策課長	長田 裕二		
こども未来課長	野原 千鶴		
地域福祉課長	松山智次郎		
健康増進課長	小野田剛士		
高齢者福祉課長	阿部 祐城		
幼児教育課長	岡部 孝伸		

予算特別委員会会議録

令和6年3月7日（木）

湖西市役所 議場

湖西市議会

[午前9時30分 開会]

○**山本事務局長** お互いに朝の挨拶をします。皆様、御起立をお願いいたします。

おはようございます。御着席ください。

○**楠委員長** それでは、副委員長、お願いいたします。

○**土屋副委員長** おはようございます。予算特別委員会に御参集いただきましてありがとうございます。

本日より開催となりますので、皆様、慎重な審議をよろしく願いをいたします。

それでは委員長、開会をお願いいたします。

○**楠委員長** それでは改めまして、おはようございます。

先ほど、副委員長のほうから開会の御挨拶がありましたけれども、今年は春が早い、今日もいい天気ですけれども、春の息吹が感じられるこの時期に新しい会計年度の予算を審議をするということは、まさに生命力のあふれる活動だというふうに思っております。この特別委員会を通じまして、湖西市が一層、発展し市民の皆様がより豊かな生活が送れるよう、誠心誠意、尽くしてまいりましょう。

本日は、皆様の質疑と深い洞察を賜りたく思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

本日は、傍聴の方はいらっしやいませんね。

御報告をいたします。馬場議長が委員外議員として当委員会に同席をされておりますので、御報告をいたします。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会をいたします。

市長がお見えになっておりますので、御挨拶をいただきます。よろしくお祈いします。

○**影山市長** 改めまして、おはようございます。昨日までは一般質問のほうを大変、御議論いただきましてありがとうございました。ほとんど危機管理監が独り舞台だったかなというか、1人とは言いませぬけれども、かなりたくさん質問をこなしてくださいました。

また今日からはですね、予算委員会ということで様々幅広く令和6年度予算について御審議をいただければというふうに思っております。

2月に発表させていただいてからも、市民の方から様々なイベント等でも、例えば、「実はペアーズでやっています」とか、「始めようと思ってましたけど市がやってくれるんですね」とかですね、「不妊治療の回数はありがたい」とか、「荻野さんの補聴器はいつから始まるんですか」とかいろいろな御意見をいただきました。これをしっかり皆さんに御審議をいただきまして、そしてよりよく、今、議長からもありましたけれども、職住近接によって、より豊かなこの湖西市がつかれるように、皆様から建設的かつ前向きな御議論をいただければというふうに思っております。これから数日間どうかよろしくお祈い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

以上です。

○**楠委員長** ありがとうございます。

予算特別委員会の円滑な進行、運営について、委員の皆様には4点お祈いを申し上げます。

1点目、質疑は通告されたものについて行います。通告されていない質疑については、答弁の中で新たな疑義や確認すべき事項が生じた場合に限り再質問ができるものとなります。

2点目、重複した質問内容がございます。質疑は通告の届出順となっておりますので、後に発言される委員におかれましては、必要に応じて取り下げるなど、御対応をお願いをいたします。

3点目、予算特別委員会は一般質問の場ではなく予算審査の場でございます。委員の皆様も、予算審査の趣旨をよく御理解の上、逸脱した発言のないようお願いを申し上げます。

また、各委員は意見や要望の発言は控えていただき、発言が長時間とならないよう簡潔明瞭をお願いをいたします。

最後4点目ですけれども、会議中におきましては、答弁者の入れ替えや質疑内容により資料収集の関係で職員が移動、離席をすることを容認いたします。

以上、申し上げました内容に御留意いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、本日はですね、歳出の3款、1項を終わるまでを目標としております。慎重かつ円滑な進行に御協力をお願いをいたします。

それでは歳入から審査に入りますので、関係する職員の座席の入替えをお願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時35分 休憩

午前9時37分 再開

○楠委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

本委員会に付託されました議案第37号、令和6年度湖西市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑は、通告順に一問一答方式にてお願いをいたします。質問者は質疑通告一覧表、左端の番号と質問の対象、発言の要旨の順に質問をしてください。

答弁される職員の皆様をお願いをいたします。質問については、的確にはっきりと答弁していただきますようお願いをいたします。また答弁においては質問を復唱しないよう御注意ください。

なお、事前に答弁資料の配布について求められておりますので、これを許可しております。

答弁資料につきましては、あらかじめ議席に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、マイクは事務局で一括操作しておりますので、スイッチに触れることなく発言をお願いをいたします。

それでは、令和6年度、湖西市一般会計予算、歳入、1款市税について1番ですね、加藤委員、よろしくお願い申し上げます。

○加藤委員 1番ですけれども、滞納繰越分です。

調定見込額の算出根拠をお伺いします。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。個人市民税の滞納繰越分の調定見込額につきましては、令和5年度個人住民税の課税額に過去5年分の平均収納率を掛けて収納額を見込み、課税額から収納額を差し引いた令和5年度末における現年分の滞納額等と過年分の滞納額を足し合わせた1億999万1,000円としております。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。毎年の係数を掛けておられますけど、係数はどういう根拠で出してるんですか。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。係数につきましては、こちらも先ほど申しましたとおり過去5年分の平均の収納率を掛けております。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 了解しました。終わります。

○楠委員長 続きまして、同じく2番ですね。加藤委員。

○加藤委員 2番ですけども、現年課税分で、法人市民税の増収を見込んだ根拠を伺います。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。当初予算の作成に当たり、10月に市内に工場や店舗を置く主要法人30社へのアン

ケートを実施することをはじめ、各法人が発表する決算報告、専門誌などの定期予測調査を参考に積算をしております。

アンケート結果では、令和5年度決算予測の回答があった18社のうち、増加もしくは前年並みとする法人が15社であったこと、また、景気予測調査によると、新型コロナウイルスの影響から、社会情勢が回復傾向にあり、円安による輸出が好調であることに加えて、半導体不足の解消などにより、自動車関連企業を中心に、収益の増加が期待できると予測されていることから、令和5年度当初予算と比較して1億8,570万円の増加を見込み、当初予算額を11億605万3,000円と計上したものです。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 今、「30社のアンケート」と言われましたけど、大企業・中企業・小企業、あと業種別とかあるんですけども、そういう何か全体をならずような形で依頼されてるんですか、アンケート先を。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 市内のどちらかという大きな会社の30社を、製造業や金融機関もしくは建設業に対して行っております。

○楠委員長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 傾向、概略は分かりましたので、終わります。

○楠委員長 続きまして、同じく加藤委員。

○加藤委員 3番ですけども、現年課税分で、償却資産の減収を見込んだ算出根拠を伺います。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。消費償却資産につきましても、市内主要企業にアンケートを実施し、設備投資の意向などを確認した上で予算計上をしております。

その結果、回答のあった17社のうち13社で設備投資の計画があるものの設備の維持更新を目的とするものが大半を占めており、新たな投資見込額が少なかったことから令和6年度の減収を見込んだものであります。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 はい、分かりました。一般的にですね、業績がいいときは設備投資がよくて、そうすると償却も増えるという傾向になると思うんですけども、来年度あまり設備投資はしないということですね。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 アンケートの結果によると、まだその設備投資に向けての回答が少なかったものですから。

ただ、先ほどの景気のほうの短期報告等によると、かなり企業さんのほうでも景気が上向くような報告は出ているものですから、結果として実際の投資額は増える可能性はあるかと思えます。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 そういう結果として上向く方向に行けばいいなと思います。

以上終わります。

○楠委員長 次に、4番、神谷委員。

○神谷委員 4番、滞納繰越分調定見込額を38.0%と見込んだ根拠をお伺いします。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。固定資産税滞納繰越分の調定見込額を算出するための収納率は、平成30年度から令和4年度の5年間における固定資産税滞納繰越分の収納実績である平均収納率38.92%より算出をしました。

以上です。

○楠委員長 神谷委員、いかがでしょうか。

○神谷委員 すみません、もう一度お願いします。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 歳出につきましては、平成30年度から令和4年度の5年間における固定資産税の滞納繰越分の収納実績になります平均収納率が38.92%となることから算出をいたしました。

以上です。

○楠委員長 神谷委員、いかがでしょうか。

○神谷委員 はい、分かりました。コロナ関係とかそういうのはよかったというか、その辺どうなんですかね。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。令和5年度の当初予算における収納率につきましては、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例により、事業収入が減少した事業者などが最長1年間の納付期限の猶予ができる制度がございました。

納期を猶予した税額につきましては滞納額の扱いとなることから、滞納繰越分の収納率が一気に増加をすることとなりました。このため令和5年度の当初予算の収納見込率では、令和2年度と令和3年度の収納率を除いて算出をしていたことから、直近の収納実績よりも低めの収納率を計上していたものになります。

しかし、この期間中に高額な滞納事案が解消したこともあり収納率が向上していることから、令和6年度につきましては収納実績をベースとする形状に変えたものでございます。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

続いて、5番でよろしいでしょうか。

○楠委員長 続いて5番、神谷委員。

○神谷委員 同じく滞納繰越分で調定見込額を44.0%と見込んだ根拠をお伺いします。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。都市計画税滞納繰越分の調定見込額を算出するための収納率につきましても、同じく平成30年度から令和4年度の5年間における都市計画税滞納繰越分の収納実績である44.36%から算出をいたしました。

なお、令和5年度の収納見込み率から9%増加した理由といたしましては、先ほど申しましたとおり新型コロナウイルスによる徴収猶予時期の収納率を除外していたこと、また、高額滞納事案の解消により収納率が上がったことによるものであります。

以上です。

○神谷委員 了解です。

○楠委員長 1款市税について、通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○楠委員長 以上で、1款市税の質疑を終わります。

2款から13款までの質疑通告はありませんでした。

よって、この款の質疑を終わります。

次に、14款使用料及び手数料について、6番、神谷委員お願いします。

○神谷委員 6番、墓園使用料です。

前年度より150万円増額と見込んだ根拠をお伺いします。

○楠委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。利木墓園につきましては、皆さんに御利用いただく区画が561ございます。他のレーンへ移動したり墓じまいなど、お墓が不要になり返還される区画が年間ございます。

本年度につきましては、予算編成時におきまして15区画のみ利用があったことから、最大限活用いただく想定で使用30万円掛ける15区画で450万円の歳入を見込みとさせていただいたものでございます。

以上です。

○楠委員長 神谷委員、いかがでしょうか。

○神谷委員 返還されたところが15区画あったので、それが全てまた利用されることを見込んで150万円の増額ということですけども、何かこれ、「今、区画が空いてますよ」というような周知はされるのでしょうか。

○楠委員長 環境課長。

○牧野環境課長 過去ですと、期間を決めて募集をかけて、それで抽せんという形もあったんですけども、近年は今お話しさせていただいたように返ってくる区画のほうが多くなりまして、大分、手持ちの数が多くなりましたので、市のホームページですとか広報等に周知をさせていただきながら、随時、先着順という形で受付をさせていただきま

す。

本年度、令和6年度につきましても4月の中旬から募集を受け付けようということで、広報こさいの4月号にもう掲載を予定ということで、今、準備させていただいているところです。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○楠委員長 続いて7番、竹内委員。

○竹内委員 7番、新居弁天公園使用料のところでは147万9,000円の算出根拠を伺います。

○楠委員長 文化観光課長。

○白井文化観光課長 お答えいたします。新居弁天公園の使用料につきましては、浜名湖パークビレッジの運営事業者であるトラストリング株式会社と締結した基本協定書に、対象面積に100円を乗じた額を使用料として市に納付すると規定されております。センターハウスやキャンプ場など収益が発生するエリアの面積1万4,691平方メートルと、看板などを設置した専用面積100平方メートルを合計した1万4,791平方メートルに100円を乗じた147万9,100円を新居弁天公園の使用料として予算計上させていただいております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 協定書の中で100円に決めたというその100円に決めた理由というか根拠は何でしょうか。

○楠委員長 文化観光課長。

○白井文化観光課長 お答えいたします。県内各市町の公園の使用料を徴収している市町村の使用料を参考にいたしまして、あと運営後の事業者さんの負担というものも抑えるように、最高額と最低額の間額を取って月10円、それに12か月、1年間分で120円、その10円未満を切り捨てて100円というふうにさせていただきました。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 はい、了解しました。

○楠委員長 続いて8番、神谷委員。

○神谷委員 廃棄物手数料です。04の廃棄物手数料、ごみ袋ですけども、これを前年度より約2倍増額と見込んだ根拠をお伺いします。

○楠委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 お答えいたします。令和6年度からは新たに45リットルの燃やせるごみ袋の販売を開始いたします。価格につきましては、1パック10枚入りで225円となります。

令和6年度の販売収入といたしましては、新たに販売する45リットルの袋につきましては7,470万円と試算しており、これまでの30リットル、20リットルの販売収入に追加となるため、増額となっております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、7,470万円増額となる見込みということですが、すみません、さっと計算ができないんですけども、45リットルの袋10枚入りをどれだけ注文する予定なんですか。

○楠委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 販売の見込みといたしましてはパック数ですが、33万2,000パックを予定しております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 そそうしますと、担当課としてはこの45リットルの袋の使用が随分、使ってもらえるという見込みを持ったということでしょうか。

○楠委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 販売の見込数につきましては、45リットルの袋が今回、初めて納めるものになりますので、販売店の在庫の分も含めまして、もう一つは30リットルの袋から45リットルの袋を使う方が約半分ぐらいいるのではないかなという見込みを立てまして、このような計算をしております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○楠委員長 次に9番、加藤委員。

○加藤委員 9番、同じく廃棄物手数料ですが、今、販売予測数を言われましたけど、その中で各家庭、どのぐらいの使用を見込んでるんですか、分かりましたらいいですけど。

○楠委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 おおよそ可燃ごみの袋だけ45リットルの袋が追加されます。

可燃ごみのほうが週に2回市民の方が出せる機会がございますので、大体、週に2回ずつ出されますと、1パック10枚入っておりますので1か月ちょっとは持つのではないかなということで、そういった形から販売数を見込んでおります。

以上です。

○加藤委員 はい、了解しました。

○楠委員長 次に10番、竹内委員。

○竹内委員 取り下げます。

○楠委員長 以上で、14款使用料及び手数料について通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○楠委員長 以上で、14款使用料及び手数料の質疑を終わります。

次に、15款国庫支出金について質疑を行います。

11番、佐原委員。

○佐原委員 11番、子ども子育て支援事業費補助金、10分の10補助の国庫補助金630万8,000円のうち、児童手当支給事業費248万6,000円の内容は。

また、これらは順次、研修に382万2,000円とありますけど、内容を教えてください。

○楠委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 こども政策課から児童手当支給事業費248万6,000円についてお答えをいたします。

この国庫補助金は、令和6年10月分から予定されています児童手当の拡充に対応するためのシステム改修費に對しまして、補助率が10分の10で全額、国庫から補助されるものでございます。

児童手当の主な拡充内容といたしましては、1つ目といたしまして、現在、保護者等の所得により児童手当の支給に制限がありますが、この所得制限を撤廃して全員に支給されること。

2点目といたしまして、支給年代を現在の中学生年代から高校生年代まで延長されること。

3点目といたしまして、第三子以降で3歳から小学校修了前の子の支給額が、現在、月1万5,000円であったものを、全年齢で第三子以降の子の支給額を月3万円に増額されること。

4点目といたしまして、支給回数を4か月ごとに年3回であったものを、2か月ごとの年6回に変更されること。

以上のような内容になります。

この新たな拡充制度に対応するために、こども政策課の児童手当システムを改修する必要があり、その費用に対する補助金となります。

こども政策課からは以上です。

続きまして、総務部長のほうから答弁をいたします。

○田内総務部長 お答えします。人事研修費382万2,000円の内容につきましては、職員の児童手当支給に係りますシステム改修費に充てるものでございます。

以上でございます。

○楠委員長 佐原委員、いかがでしょうか。

○佐原委員 ありがとうございます。今年の10月から変わるけど支給されるのは12月でということだったと思うんですけど、それで、第三子はずっと、上の子が何歳になろうが18歳までもらえるんですけど、3万円を。

○楠委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。現在ですと小学校修了前の子が増額ということだったんですが、新しい制度では第三子の子が第三子としてカウントされる場合には、高校生年代まで3万円で増額という支給に変更されるというふうになっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい、分かりました。人事研修費は別に研修をしたお金ではなくて、職員の給料計算というか、そういうことの補助金ということが分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 続いて12番、佐原委員

○佐原委員 12番と15番が同じ事業の国庫補助金と県補助金のことなものですから、ちょっと一括でもよろしいでしょうか、ちょっと間が抜けますが、12番と15番、妊娠出産子育て支援交付金が分かれてるもんですから、当局が答えやすいかなと思ったんですけど。

発言の要旨をちょっと読みますね。

それと、資料が出てたので、これも1枚に入ってるもんですから、すみません。

前年比マイナス450万円の理由とどの事業の補助金か。

母子保健費の補助率前年は「3分の2」のみであったが、令和6年度は「2分の1」「3分の2」という補助率の説

明をというのが12番です。

そして15番が、前年比マイナス107万円の理由と、どの事業の補助金か。母子保健費の補助率前年は「6分の1」のみであったが、「4分の1」と「6分の1」というふうに補助率が書かれていたのでその説明をお願いいたします。

○楠委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 配布させていただいている資料を用いて、12番と15番の御質問に対し、併せて答弁させていただきますので、ごらんください。

出産子育て応援交付金は、妊娠時5万円、出産時5万円の経済的支援と、伴走型相談支援のための補助金になります。当初予算額の前年度との比較では663万2,000円の減となっています。この制度は、令和5年1月から開始されましたが、対象者は令和4年4月1日以降に出産した方となったことから、令和5年度予算には、令和4年度遡及対象者分も計上されており、令和6年度予算は遡及対象者分がなくなったことが減額の理由です。

この事業に対する制度開始時の補助金は、国・県・市の補助率が経済的支援、伴走型相談支援共に「3分の2」「6分の1」「6分の1」でしたが、令和5年10月より、経済的支援の補助率は今までと同じ「3分の2」「6分の1」「6分の1」であるのに対し、伴走型相談支援の補助率は「2分の1」「4分の1」「4分の1」と変更になりました。

したがって、令和6年度予算では、国庫補助金は448万6,000円の減額、県の補助金は107万3,000円の減額となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。差額というのは分かりました。令和4年4月1日以降に生まれた子ということで遡ったということで令和5年分は大きな補助が必要だったと。そして令和6年は純粋に1年分ということで。

それと、国庫補助金が3分の2の補助だったのが2分の1になったということは減ってるわけですよね、補助率がね。それで、県の補助金はその分、6分の1だったのに4分の1というふうに補助金が増えているということがこの表でよく分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 佐原委員、13番で次に行ってよろしいですか。お願いします

○佐原委員 では13番、子ども子育て支援給付費負担金、13番です。

○楠委員長 失礼しました。15款をこれで締めたいと思うんですけども、15款国庫支出金について、通告された質疑は終わりましたが、ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○楠委員長 以上で、15款国庫支出金の質疑を終わります。

それでは続きまして、先ほど申しあげました13番から佐原委員お願いします。

○佐原委員 申し訳ありません、ちょっと戻りまして13番、子ども子育て支援給付費負担金です。

民間保育所等助成事業費とのことですが、前年比マイナス1,175万6,000円の理由は。

また、負担率の説明をお願いします。

○楠委員長 幼児教育課長。

○佐原委員 すみません、ちょっと待つてよ。これ、ちょっと文章が違ってるかもしれない、ごめん。自分の通告したのと。ちょっと待つてください、読み違えてるといけないので。

負担率は聞いておりません。消しました。はい。

もう一度、読みます。子ども子育て支援給付費負担金、民間保育所等助成事業費とのことですが、前年比マイナス1,175万6,000円の理由をお願いいたします。

○楠委員長 幼児教育課長。

○岡部幼児教育課長 お答えいたします。子ども子育て支援給付費負担金につきましては、民間の保育園やこども園

等に対する施設型給付費の特定財源として計上しております。

令和6年度歳出予算において、民間保育所等助成事業費は令和4年度決算及び令和5年度の執行状況を踏まえて精査し、約3%減額をしております。この歳出予算の見直しに伴い、歳入予算の県負担金も減額とするものです。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい、分かりました。執行状況から大規模園とか小規模園とかに行く数の積算を想定積算をして、出されたということで理解しました。

○楠委員長 続きまして、14番、同じく佐原委員。

○佐原委員 14番、ふじのくに新・少子化突破展開事業費補助金、前年より約270万円ほど減額し、前年は1節に3つの事業費が内訳でありましたが、令和6年度のは、2節にも同名の補助金がありますが、事業内容と減額理由をお願いします。

○楠委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。この静岡県補助金は若者・子育て世代の移住促進や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築など、少子化対策に取り組む市町に対して事業費の2分の1を補助するものです。

湖西市は、移住促進事業及びワンストップ子育て支援事業において、令和5年度から7年度までの3か年計画で採択を受けているところでございます。

令和6年度予算はそれぞれの事業担当課にて歳入予算を計上したため、移住促進事業につきましては総務管理費補助金に、子育て関係につきましては児童福祉費補助金に振り分けて計上したものでございます。

歳入予算の減額理由につきましては、令和5年度の歳入予算は事業計画の採択前の見込額で計上しておるところでございます。令和6年度は計画採択後の決定額で予算化しておりますが、減額したように見えておるところでございますが、採択された計画に沿って予算化しているものでございます。

移住促進の内容につきましては、県外へのインターネット広告費及び新婚さんとそのほかの34歳以下かつ県外からの転入者による申請が対象となっております。

ワンストップ子育て支援事業については、こども未来課長より答弁をさせていただきます。

○楠委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 続きまして、こども未来課ではワンストップ子育て支援事業として3つの事業が該当します。

地域子育て支援事業費はのびのび預かり保育の人件費、児童健全育成事業費は保育士人材育成の費用、母子保健費は産前産後ヘルパー利用助成のための補助金に計上しています。

こども未来課分としては、約165万円の歳入減となります。

主な理由としましては、のびのび預かり保育の運営の仕方を変更することに伴う人件費です。令和5年度は会計年度任用保育士2名を選任とし補助金の該当となっていましたが、令和6年度は会計年度任用保育士の1名がのびのび預かり保育の専任を外れ、子育て支援センターの支援員として預かり保育を含む子育て支援センター業務を担うことになったことによるものです。

以上でございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 今、こども未来課長の説明のところで「ワンストップ子育て支援事業は地域子育て事業と児童健全育成のところで職員の育成をする」というのと、3つ目の事業、ちょっと名前を教えてください。

○野原こども未来課長 3つ目は、母子保健費で産前産後ヘルパーの利用助成のための補助金でございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい、ありがとうございました。

以上です。

○楠委員長 では15番はよろしいですね。

続いて、16番、佐原委員、続けてお願いします。

○佐原委員 16番、急傾斜地崩壊対策事業費補助金、前年比プラス2,100万円ほどですが、昨年の大雨被害の実績から増額されたのか。対策対象は民地は含まれないのか、お願いします。

○楠委員長 危機管理課長。

○吉原危機管理課長 お答えいたします。急傾斜地崩壊対策事業費補助金は、源太山地区急傾斜地崩壊対策事業に係る県補助金で、令和5年度は詳細設計業務2,397万8,000円にかかる補助金としまして1,079万円を予算計上し、令和6年度は工事請負費7,128万円にかかる補助金としまして3,200万円を計上したことに伴う増額であり、昨年の大雨被害の実績によるものではございません。

なお、源太山地区急傾斜地崩壊対策事業の対象としまして民地は含まれておりますが、民地につきましては県が施行することとなっていることから、この補助金の対象とはなっておりません。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、いかがでしょうか。

○佐原委員 民地は県がすると、去年は大雨で民地が崩れたりしているんですけど、たくさんそういう声を聞いてるんですけど、県から補助金が出るんですか。出ないと思ったんですが。

○楠委員長 危機管理課長。

○吉原危機管理課長 こちらの事業は、まずは急傾斜地崩壊対策事業という位置づけのものになっておりまして、そこには要件がまずあります。

その中では、「崖地の勾配が30度以上」あって「斜面の高さが5メートル以上」それからですね「崖崩れによる危害のおそれのある人家が5戸以上ある」というものを、その3つの要件を全て満たしたものを県知事が急傾斜地崩壊危険区域に指定をして、地域住民からの要望により事業を実施するという事業になっております。

今回、その源太山地区につきましてはこの事業として取り組んでおりまして、その市の施工部分に係る県の補助金ということでございます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございました。それと、令和6年度の工事請負費は補助率というのは半分もない、半分くらいですか。

○楠委員長 危機管理課長。

○吉原危機管理課長 補助率につきましては100分の45となっております。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。ありがとうございました。

○楠委員長 16款県支出金について通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○楠委員長 以上で、16款県支出金の質疑を終わります。

次に、17款財産収入について質疑を行います。

17番、神谷委員、お願いします。

○神谷委員 17番、市有土地売却収入の積算根拠をお伺いします。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。売払予定地は旧表鷺津公会堂跡地、旧鷺津保育園跡地一帯、笠子住宅跡地及び豊田会館跡地の計4か所です。

それぞれの面積につきまして申し上げます。

旧表鷺津公会堂が約450平米、旧鷺津保育園跡地一帯が約4,500平方メートル、それから笠子住宅跡地は約2,800平方メートル、最後に豊田会館跡地は約1,000平方メートルです。

平米単価につきましては、旧表鷺津公会堂が約4万7,000円、旧鷺津保育園跡地一帯が6万8,000円、笠子住宅跡地が5,100円、豊田会館跡地が約2万6,000円ということで、そちらのほうを掛け合わせたものを予算計上させていただいております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。まず、4か所あるというのがちょっと今初めて承知をしましたけれども、その中で、この鷺保跡地が4,500平米、まず、45,00平米で間違いありませんでしたか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 はい、そのとおりでございます。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 4,500平米というのは、今現在、保育所が建っている敷地だけということでしょうか。それともその上のほうも含めた面積ですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 旧鷺津保育園跡地とそれから隣接する西側の普通財産、防災センターに行く手前に隣接しているところがございますので、そちらを含めた面積となっております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 はい、分かりました。これは売却していくということですので、予算通過の後とか何かの段階で情報公開して、売却に進んでいくということでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 はい、そのとおりでございます。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○楠委員長 続きまして、18番、寺田委員。

○寺田委員 18番、同じく売却の関係です。

それぞれ4か所ということですが、これは4か所の施設のそれぞれ全面積ということでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 そのとおりでございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 それで売却時期と売却方法について、これは具体的にもう決まってるのでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。売却時期につきましては、建物の解体が必要な旧表鷺津公会堂跡地及び旧鷺津保育園跡地一帯は令和7年3月までに、それから建物の解体が不要な笠子住宅跡地及び豊田会館跡地につきましては令和6年7月までに売却する予定です。

なお、売却方法につきましては一般競争入札による公売を予定しております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員いかがでしょうか。

○寺田委員 あともう一点、売却の際、その利用目的の指定とか設定というのはあるのでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 特に指定は考えてないんですが、都市計画上の用途地域が第一種住居占用地域になっておりますので、基本的には一般住宅しか建たないというふうを考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○楠委員長 それでは、19番、相曾委員。

○相曾委員 19番、取り下げます。

○楠委員長 続きまして20番ですね、菅沼委員。

○菅沼委員 同じく市有土地売却収入なんですけど、今、説明がありましたけど、建物に関して「解体するものと売却するもの」というふうにありましたけど、ちなみに売却、私、鷺津保育園のところをちょっと見てきたんですけど、あそこには建物残ってまして説明どおり。売却というのは今のこの予算の中に入ってるんですか、その建物も。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。旧鷺津保育園跡地につきましては、建物を来年度、解体して、その後、売却する予定です。

それから、旧笠子住宅につきましては、ここ立地しているのが白須賀の旧市営笠子住宅跡地になり出す。こちらにつきましては建物付で壊さずにそのまま現状渡しという形で考えております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 そのまま渡すという場合には、売却の費用、買い取るほうは費用は発生するんですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。本来のその土地の価格に、算定としましてはその解体費用を控除した額を予定価格というふうに設定する予定でございます。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 はい、分かりました。終わります。

○楠委員長 それでは、17款財産収入について通告をされました質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○楠委員長 以上で、17款財産収入の質疑を終わります。

18款の質疑通告はありませんでした。よって、この款の質疑を終わります。

次に、19款繰入金について、21番、二橋委員。

○二橋委員 21番、この財政調整基金繰入金ですが、令和4年度、令和5年度、大体平準化してるんですが、令和6年度、取崩しに対する・・・価格というのは厳しい状況で設定してありますけども、ここで言いたいのは、財政調整基金というのは財政の弾力化というか、運用の弾力化を図るためにあるわけでございますけども、財政規律から言うと、大体これは予算の歳入予算の大体10%以上、13%近くなるんですけども、これって、財政規律からいってこの湖

西市としてこの額でいいのかどうか、お願いいたします。

○楠委員長 財政課長。

○松本財政課長 お答えします。歳入において財政調整基金から8億円という金額を繰り入れて予算のほうを編成させていただいております。この金額については、各歳出歳入を十分編成の中で調整した上での最終的な数字として出しております。

「10%、13%」という今お話がありましたけれども、今回の8億円につきましては、正常な数値だと思っております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 その財政ケースから言ってね、ときどきは答弁の中で「30億円」等々をうたってるんですけども、実際言って過去からずっとこれ持ってくると、大体、10億円前後を取り崩してて、あとの20億円はいつでもここにたまってる状況なんですけども、単年度決算というのは、要するに収入に見合った支出をしてなるべく市民サービスを行うというのが前提なんですけども、今回ちょっと厳しい状況で設定してあるものですからお聞きしました。

財政規律をやはり1つのその枠として捉えて、これから設定していただきたいなと思います。

以上です。

○楠委員長 財政課長、大丈夫ですか。

○松本財政課長 今後もですね、財政調整基金ですけども、こちらの目的としましてはやはり市税の急激な減収、あと災害等が起きたときの備えということでこの基金のほうを運用していきますので、今後もこの必要な分につきましては残高の確保をしながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 一応そこで止めておきます。

○楠委員長 それでは、以上で19款、通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

以上で、19款繰入金金の質疑を終わります。

20款の質疑通告はありませんでした。よってこの款の質疑を終わります。

次に、21款諸収入について、22番から佐原委員お願いします。

○佐原委員 22番、デジタル基盤改革支援補助金7,000万円の高額補助金がなぜ雑入なのか、情報化推進費に活用されるのかお伺いします。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。基幹システムの標準化・共通化のために措置されますデジタル基盤改革支援補助金は、国と地方公共団体が共同運用する地方公共団体情報システム機構（通称）「J-LIS」と申しますが、こちらから交付されます。

このため、本補助金の歳入費目は国庫支出金、国庫補助金には該当せず、一般団体からの諸収入と同じ扱いとなりまして、雑入として、費目が設定されるものです。

なお、令和6年度予算として総額7,081万3,000円を計上しておりますけども、うち829万1,000円が情報化推進費として、住民基本台帳や税国保などの総合機関パッケージの改修の財源として活用されます。

以上です

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 これは収入なので、いろいろな新年度予算の説明のときに「標準化システムに移行するから」というのが歳出の方であるので、そっちで聞けばいいですね。そっちのほうが。

要は民間というか一般団体からの助成金なので雑入に入ったということが分かりましたので、はい、結構です。

○楠委員長 続きまして、23番、神谷委員お願いします。

○神谷委員 23番、資源物売払収入です。

前年度より約600万円減額となっております。理由をお伺いします。

○楠委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 お答えいたします。減額の主な理由は、金属類の売却単価が令和4年度と令和5年度の比較で約1割ほど下落していることによるものが約350万円、昨年5月に発生したリサイクルプラザの火災の影響を受け、仮設運転により金属類の回収量が減少することによるものが約230万円の減額になると見込んでおります。

4月からのごみ出しルールの変更により、これまで資源化していたステーション回収の木・枝など一部の品目は焼却され売却量も減りますが、売却単価が低いため減額の影響は約20万円と見込んでおります。

以上です。

○楠委員長 神谷委員、いかがでしょうか。

○神谷委員 分かりました。「分別、分別」と、一生懸命、市民にも呼びかけてやってきた割には燃えるごみのルールが変わっても20万円ぐらいしか収入には影響がないんですよ。ちょっとその数字には驚きました。

分かりました。ありがとうございます。

それと、金属の売却単価が下落と、やっぱり今こういういろいろな状況でも下落してるんですか。

○楠委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 お答えいたします。金属の売却単価につきましては、入札により行っております。令和4年度と令和5年度を比較しますと、約1割ほど下落している傾向がありますので、そういったことを見込んで算出しております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 入札ということですけども、そうすると何社ぐらい応募されるんですか、これ。

○楠委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 入札のほうですけども、おおむね5社ぐらいの中で入札を行っております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。

○楠委員長 続いて24番、竹内委員。

○竹内委員 同じところで4,445万9,000円の算出根拠を伺います。

○楠委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 資源物の売払いは過去の実績を基に、環境センターに集まった飲料水管などの金属類や古紙の売却によるものとして3,460万円、市内の回収拠点に集まる古紙や古布の売却によるものを450万円、ペットボトルなどのリサイクル協会から配分される収入として500万円を見込んでおります。

以上です。

○楠委員長 竹内委員、いかがでしょうか。

○竹内委員 はい、分かりました。了解しました。

○楠委員長 21款諸収入について通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

神谷委員。

○神谷委員 先ほど、佐原委員が質問されましたデジタル基金デジタル基盤改革支援補助金で6,735万3,000円も増えているんですけど、これってほかの自治体にもこういったまず補助金が出ているという解釈でよろしいですか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お見込みのとおりで、今国のほうが進めております標準化・共通化の作業のシステム改修費について、この補助金が全ての自治体のほうに交付されております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 829万1,000円が情報化推進費に活用される。それ以外の金額というのはどういった目的に使ってもいいとか、そういう指示のようなものはあるんですか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 基本的に、こちらの補助金はシステム改修がその目的になりますので、今回、総額7,081万3,000円からの先ほどのうちの情報化推進費の829万1,000円を抜いた残りなんですけど、そちらは各業務システムですね。例えば、福祉であったりとか子育てであったりそういった業務システムの改修費用に使われるものです。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 これはこの先もずっといただける補助金なんですか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 こちらの標準化・共通化の作業といいますか、施策なんですけど、これは令和7年度までに完了ということと、一応なっておりますので、令和7年度までの補助金と認識しております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。ありがとうございます。

○楠委員長 21款、ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○楠委員長 以上で、21款諸収入の質疑を終わります。

22款の質疑通告はありませんでした。よってこの款の質疑を終わります。

以上をもちまして、歳入の質疑を終わります。

ここで、当局の席の交代がございますので、暫時休憩といたします。

再開の時間を10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○楠委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより歳出に移ります。1款の質疑通告はありませんでした。よってこの間の質疑を終わります。

2款総務費について、25番、相曽委員。

○相曽委員 25番、車両維持管理経費です。

更新車両の内訳など算出根拠を伺います。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。現在、資産経営課が費用負担する公用車 65 台のうち 45 台がリース車です。

その中で、令和 6 年度中に更新する公用車 12 台のうち、市が所有する車からリース車への更新が 4 台、リース期間が満了し新たにリースする車が 8 台です。

借上料の総額につきましては、そのほかに再リースを含め、リース継続 37 台分を合わせた 1,152 万 3,000 円を計上しております。

以上です。

○楠委員長 相曾委員。

○相曾委員 その車両の管理費の中に車検とか点検とかも全て入っての金額ということですか。それとも車を借りるというか、更新するだけのお金なのか、そこをお願いします。

楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。基本的には借上料につきましてはリース分のみということで、リース車については含んでるんですけども、自己所有の車については別途で計上しております。

以上です。

○竹内委員 はい、理解いたしました。

○楠委員長 26 番、竹内委員。

○竹内委員 同じところで聞きたかったことが、電気自動車のリースをしているのか、そこをちょっと伺いたいんですけど。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。湖西市版のゼロカーボンシティを実現するために、公用車への電動車導入について示した湖西市公用車への電動車導入方針というものを令和 5 年 8 月に策定しております。

基本的には令和 5 年 9 月 1 日から適用になってるんですが、新規導入、更新する公用車につきましては、代替できる電動車がない場合を除き全て電動車とし、目標としまして令和 12 年度、2030 年度までに全ての公用車を電動車とする方針としております。

以上です。

○楠委員長 26 番、竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○楠委員長 27 番、福永委員。

○福永委員 2 款、1 項、2 目人事研修費についてお伺いします。

コンプライアンス委員会をどのように開催し、またその期待する効果を伺います。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。コンプライアンス委員会は、通常年 1 回開催し、市として取り組んだ内容について評価いただくとともに、今後、実施する内容について意見をいただいております。市職員のコンプライアンスを意識した業務遂行につながると考えております。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 一応、では報告を受けて、それに対するフィードバックやアドバイスとかいうのもいただけるということですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 はい、いただいております。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 それと、法令のことだけを取り扱うのか、それとも法令以外のモラルとか、そういうルールまで内包するのか、どうなんでしょうか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。市職員に対してコンプライアンスチェックの実施とかハラスメント防止のためのアンケート等をしているというようなこともお伝えしまして、こういったことをやったらいいんじゃないかというアドバイスを受けて、ハラスメントのアンケート等を過去に実施したことがございます。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。もうあと一点なんですけども、やはり職員全員がこのコンプライアンスを厳守しないと、もう設置の意味もなくなるわけなんですけども、そういう自己満足にならないかの心配もよく起こっていることですが、その辺りはどういうふうな手だてをされていますか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 職員について、正規職員はもとより会計年度任用職員についても全員、行っております。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。

○楠委員長 続いて28番です、神谷委員。

○神谷委員 28番、同じく人事研修費におけます障害者雇用報酬の内訳をお伺いします。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。障害者雇用関連の会計年度任用職員の報酬でワーク支援ステーション、通称きらりんで勤務する障害をお持ちの作業員3名分と、その方たちを指導する指導員2名分の報酬合わせて1,077万5,000円を計上しています。

きらりんでは資料の印刷や製本、チラシ等の印刷、封入、機密書類の裁断、パソコン入力作業などを行っています。

以上です。

○楠委員長 神谷委員、いかがですか。

○神谷委員 障害を持っている方ということで、これは特段、手帳の保有とかそういうのは関係ないということですかね。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 現在、お勤めしていただいている方は手帳を保有しされている方となっています。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、募集はどのようにかけてますか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 今年度に関しては、ハローワーク等を通じて障害をお持ちの方の採用検討している企業との合同の面接会等をさせていただきました。

その中で、実際に市のきらりんのところでどんなことをしているかというのを見ていただいたりとかして、採用のほうを進めて、現在、1名そのハローワークを通じての採用を決めました。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 あと、2階でやっているということで、この方たちにやっていただく仕事というのは全て庁舎内の仕事

という理解でよろしいですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 庁舎内というか市の外にいる配属というかですね、環境センターだったりそういうところも含めますけれども、市の業務として作業しております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 要するに行政関係の仕事をやっているということですが、仕事量確保に当たっては、どのような方法でされてますか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 ガルーンという全職員が見れるパソコンの中で仕事がない場合はですね、「今、こういった業務が空いているので何か仕事がないですか」というようなことを呼びかけさせていただいたりとかしまして、基本的には手が空いている時間がないような具合で業務のほうはさせていただいてます。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 おおむね1週間のうち5日間、1週間に何時間ぐらい勤務されるんですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。9時から4時までの6時間の勤務となっています。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 はい、ありがとうございます。なかなかね、3人の方が1日6時間勤務して、その仕事量も確保しながらという、なかなか御努力をされないといけないのかなと思いますけども、市全体の政策の中で障害者関係のところがちよっと薄いかなど感じております。

そういった中で、ここに、きりりんというところを設けて、障害者雇用を促進していただいているということでは、やはりもう少し大きくアピールしてもいいのかなという気もいたしておりますので、また御検討ください。

○楠委員長 神谷委員、よろしいですか。

○神谷委員 はい、ありがとうございます。

○楠委員長 続きまして、29番、竹内委員。

○竹内委員 人事研修費で研修旅費 116万5,000円の内訳を伺います。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。職員の経験年数に応じて階層別を実施する西部4市合同研修に係る旅費が17万6,000円、民間の研修会社が主催する業務に必要な専門的な研修に職員が自発的に参加する自己啓発研修に係る旅費が17万3,000円、地方自治法や地方公務員法、民法など職員として必要な法律の知識を学んだり税や土木・建築など所属において専門性の高い知識を得るために、市町村アカデミーや研修センターで1週間程度、学んだりする専門研修に係る旅費が81万6,000円です。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 自己啓発に係るものというのは、具体的にはどんなものがありますか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。自己啓発というのが税務課とかに配属になったときに、税の専門的な知識が必要になったりとかすると、そういったものを自分で学びたいといったものがあつたりだとかですね、土木技師とか建築

技師に必要な職員の業務を学ぶために東京とかちょっと遠くなるんですけども、そちらのセンターで学ぶことができます。

以上です。

○竹内委員 この予算で足りませんか。

○木和田総務課長 一応、原課に必要な研修はどんなものがあるかというのを伺いして、こういったものを研修に行きたいということを事前に聞いて予算に組み込んでいますので、足りると思っております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 この予算を組み立てるときに、もう事前に職員さんからアンケートを採ってるということですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 各課課長に対して、原課に対して来年度、必要な受けさせたい旅費がある場合はどんなものがあるかということと、あとそれに応じて旅費のほうの計算をさせていただいて予算に立てております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員いかがですか。

○竹内委員 私もいろいろ研修に行かせていただくと、他市町の職員さんが結構、研修に見えてるなというのを感じて、なんで湖西の人こんなに研修をやっているのに来てないのかなと思うことをよく感じる時があるんですけど、もう少しやはりレベルアップするためには研修費、旅費とかそういうのをしっかり取ったほうがいいんじゃないんですか。終わります。

○楠委員長 総務課長、よかったですか。

○木和田総務課長 ありがとうございます。

○楠委員長 それでは30番、加藤委員。

○加藤委員 30番で人事研修費でストレスチェック業務の実施計画を伺います。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。ストレスチェックは労働安全衛生法に基づき実施が義務づけられ行うもので、職員自身のストレスや気づきを促すとともに、職場の全体的なストレスの状況を所属長が把握し、職場環境の改善につなげるため、年に1回実施します。

職員が約60項目のチェックシートを記入することでストレスチェックを受験し、ストレス結果を専門機関が判定します。ストレス結果報告書は職員個人に配布し、職場内での人間関係や仕事のボリューム、困難度、その他ストレスとなっている要因を職員自身に把握してもらい、ストレスの緩和・解消できるよう促します。

それと同時に、各課長に職場の集団分析結果を伝え、職場内の雰囲気の改善や職員の業務分担の見直し、業務スケジュールの変更など職員のストレス緩和に取り組むよう指示します。

さらに、高ストレス者と判定された職員のうち希望する職員には、専門医による個別面談指導を受けられる体制を整え、周知しています。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 やることが多いですね。

その後、そのストレスがどのように緩和されたというフォローはどのようにされてるんですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 そちらの所属の職員等に個別に面談をさせていただいて、時間外等とかですれ普段の様子もやはり気になるというところがありますので、その職員に対して職場の改善がなされたかどうかというのを個別に聞く

ようにさせていただいています。

以上です。

○楠委員長 はい、終わります。

続きまして31番ですね、福永委員。

○福永委員 同じ質問ですけれども、大体はよく分かりました。「専門医による個別面談を行います」ということなんですけれども、これは相談を置いてらっしゃるのか、それともどのようにされているんですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 ストレスチェックの高いところについては個別に病院の面談を受けたらどうですかという封書を渡してまして、それで個別に受けていただくような形をとっております。

以上です。

○福永委員 じゃあ本人自らが行ってということですね。何か相談を設けてというそういう意味ではないですね。

○木和田総務課長 ではないです、はい。

○福永委員 はい、分かりました。

それと、加藤委員も聞かれたんですけれども、課題が把握されて改善されたその後のフォローというのがやっぱりすごく大事になってくるんですけれども、今、少し言われたんですけど、もう少し具体的にどのようにされているかということはありませんか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。所属にやはり時間外が多かったりとか、あと所属のストレス度が高いというのは所属長に対して、所属長と所属の部長さんに対して送らせていただいておりますので、やはり課の中での目配り、気配りですね、それをやはりしていただかないと、チェックをただで結果を返すだけでは職場全体の雰囲気はよくなったりとかストレスの度合いが軽くなるということは考えられませんので、そちらを促すようにしております。

以上です。

○楠委員長 福永委員、いかがですか。

○福永委員 はい、分かりました。

○楠委員長 32番、神谷委員。

○神谷委員 32番、同じく人事・研修費のところです。

専門研修の内容を伺うということで通告をさせていただいておりますけれども、先ほどの竹内委員への答弁の内容ともし、大分、違う点があるようでしたら、再度、お願いいたします。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。先ほど申し上げましたとおり、研修については公務員法等、職員として必要な知識を身につけるというような形と、あと土木・建築ですね、そういった研修という形になります。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 そういった中で、それこそ今回、一般質問でも多かったと思うんですけども、防災関係とかそういったことの専門研修とかということは考えておられないということですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。総務課としての研修計画にはないんですけども、今回も様々な職種の職員が災害派遣ということで行かせていただいておりますので、それをまた実体験として得た知識というのが大きいものですから、それを職場でOJTとして実施していただいて、防災訓練等に生かしていただければなと思っています。

あと災害対応の特化したものの研修については、また担当課と調整して今後、考えていけたらなと思っております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 やっぱりある程度、判断力とかいろいろ必要になると思いますので、担当部署と相談して、ぜひまたそういう関係の専門研修も拡大していただきたいと思います。終わります。

○楠委員長 続いて、33番ですね、福永委員。

○福永委員 2款、1項、3目、9広報費についてお伺いいたします。

需用費の印刷製本費が約136万2,000円増額になっていますけれども、その目的と内容の説明をお願いいたします。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 増額の理由としましては、令和6年度から広報こさいの発行ページ数を増加させるための経費として104万円の増額、また、2年に1回作成いたします回覧板の経費として32万円を計上しているためです。

なお、広報のページを増やす理由としましては、各戸配布します広報こさいにイベントの告知や募集の告知などの情報を集約することで、市政情報、イベントなどの情報を紙紙媒体で見るとはやはり広報こさいをとというように多くの市民の方に理解してもらえるようにするために、広報こさいのふるさと情報局を充実させたいと考えております。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 多くの市民に届かないといけないんですけれども、多様で多くの選択肢があるべきとも私は思っていますけれども、紙媒体での広報は、ほかのネット広報とかなどよりもお金がかかると思うんですね。

その場合、縮小していくのかとかそういう歩方向性について考えられてされたものなのでしょうか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 令和6年度からですねdボタン広報を本格的に稼働させていただきまして、それに伴いまして、この後の御質問も出るかもしれませんが、市役所だよりの発行を現在、月2回にしているところを月1回にする予定で考えております。

当然、そういった月1回にすることで情報量というのが展開できなくなりますので、その部分につきましては、広報こさいのほうに集約したいというような考えを持っております。

また一方で、いろいろな紙媒体とかあるいはラインだとかいろいろな情報発信するツールがありますので、ラインはラインで情報展開できるように、月に1日と15日に回覧配布しております情報につきましては、データでも市のウェブサイトで確認できるように、そういう形で調整は行っているところであります。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 データ放送については次、いろいろ聞かれていますので、それに任せずるとして、いいです。ありがとうございました。

○楠委員長 次に、34番、神谷委員。

○神谷委員 34番、同じく広報費のところです。

ただいまの答弁で細かいところも分かったんですけども、まず通告に従いまして、271万1,000円の増額となっている理由をお伺いします。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 増額につきましては、先ほどの広報こさいの発行ページ数の増額分104万円、また来年度から本格導入しますdボタン広報の経費としまして通信運搬で68万6,000円。あとまた2年に一度作成します回覧板の経費32万円ということが主な増額の理由となっております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 私は単純に考えましてね、dボタンで情報発信したりいろいろすると、広報配達員への謝礼何かが減額されるのかなと思ったんですけども、そういうところへの影響はないということなんですか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 dボタン広報の導入に伴いまして、先ほど、御説明させていただいた分がございまして、市役所だよりの発行を月1回とさせていただくんですが、発行をやめるのは15日発行分を止める予定で考えております。

そのため毎月1日の市役所だよりの発行、広報こさいの15日発行というところにつきましては現状と変わりませんので、広報配達員の作業としましては月2回というところは現状と変わらないために、広報配達員の方の報奨は特段、影響はないというものになっております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 はい、了解しました。

○楠委員長 次に35番、寺田委員。

○寺田委員 同じく広報費のところ、データ放送による市政情報発信での費用対効果を伺います。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 dボタン広報に係るまず経費につきましては、税込額でひと月5万7,200円年額で68万6,000円というものになっております。

このdボタン広報の費用対効果の効果の部分でございまして、情報発信については原則月2回、これは1日と15日に行う予定です。

また、dボタンで掲載できる情報数としましては最大で20件というふうになっております。

この取扱いについては、現在の市役所だよりと同程度の情報発信ができるものとなっておりますが、特徴としましてはですね、dボタン広報につきましては、まず発信が月2回としておりますが、24時間365日いつでもタイムリーな情報発信が可能であるというところが大きな特徴かなというふうに考えております。

また、情報発信をすることによりまして、その受け手となる市民の皆様にとっては、テレビ放送中であればいつでも誰でも市政情報の確認ができると。

また、1日に情報発信をすれば1日に確認ができるというところが大きな特徴になります。

一方で、回覧の市役だよりにつきましては、市内を回覧するには約2週間ほどかかりますので、そういったところが今の市役だよりにはないdボタン広報の効果という部分になるかと思っております。

また、先ほど少し御説明させていただきましたが、市役所だよりの発行を月1回というふうにさせていただきますので、広報配達員の皆様の御負担の軽減にもなるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 そのdボタンのほうはアクセス数とかそういうのは分かるのでしょうか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 まず、現在のシステムでは、この視聴された件数というものは確認できないという形の仕様になっておりまして、どの程度、見られたかという部分につきましては、毎年度、行っております市民意識調査の中で活用度の状態を把握させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員、いかがでしょうか。

○寺田委員 先ほど、広報こさいのページを増にすると、市役所だよりのほうは減にすることなんですけど、

要は費用の関係ですね、dボタン広報ができればですね、ある程度、広報こさいのほうも凝縮することができるんじゃないかと思うんですが、そういった面の削減というのはいかがですか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 将来的には、そういった市役所だよりの発行に関しては検討していかなければいけない事項だなあというふうに考えておりますが、現在、来年度から本格的な導入ということもございますし、また、一気にちょっと変化させるよりか、まずは段階的なのという部分で、まず来年度、市役所だよりを1回というふうにさせていただくものであります。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 できるだけ費用削減できるものは削減する方向でお願いしたいと思います。

あと、他市町、例えば、浜松と同じ共通の内容の配信というのがあると思うんですが、そういうのもタイムリーに同時に配信でよろしくお願ひしたいと思います。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 はい、承知しました。

○楠委員長 寺田委、よろしかったですか。

○寺田委員 はい、ありがとうございます。

○楠委員長 次に36番、柴田委員。

○柴田委員 同じ広報費のところdボタンを活用した広報のところなんですけども、今の寺田委員の回答で大方、解決したんですけども、1点確認させていただきたいのが、こちらの発信される情報というのは、湖西市限定で発信されるのか、また静岡県全域ということで発信されるのか、そちらはいかがでしょうか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 まず、dボタンの活用につきましては、通常の市民の方が湖西市の地域登録をしますので、主に湖西市に登録された方は当然、市民の方は見られます。

一方で、他市町におきましても市外の情報を確認することができますので、ちょっとそのdボタンでの操作は必要にはなりますが、他市町の情報も湖西市の市民の方が見られるし、またその逆に市外の方が湖西市の情報を見ることも可能となっております。

以上です

○楠委員長 柴田委員。

○柴田委員 はい、分かりました、了解しました。

○楠委員長 次に37番、福永委員。

○福永委員 今のお答えで分かりましたので、取り下げます。

○楠委員長 次に38番、佐原委員。

○佐原委員 次に38番、広報費です。

概要者の広報ウェブサイトなどによる情報発信として1,713万円とありますが、内訳をお願いします。dボタンは68万6,000円というのは、先ほどからお聞きしてありますが、お願いします。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 主な内訳についてでございますが、毎月、発行いたします広報こさいの印刷製本費に737万8,000円、広報配達員への謝礼としまして470万円、Webサイトの管理委託費としまして181万5,000円、dボタン広報につきましては68万6,000円、広報等の配達員の会計年度任用職員の報酬が57万8,000円、2年に一度、作成します回覧の印刷製本費が32万円というものが主な理由となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。情報発信いろいろあるんですけど、湖西市はラインもこの運営というのはここにも入ってるんですか、この費用。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 経費としまして、来年度からライン経費につきましては付け替えをいたしまして、広報費の中に入っておりますが、この1,713万円の内訳の中には入っておりません。

具体的に言いますと、予算の概要説明資料の1,713万円ではなくて、移住定住プロモーション等の展開の中にラインの経費は含んで考えております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、よろしかったですか。

○佐原委員 説明書にありまして、申し訳ありません。

ライン登録はすごく増えてますか、どうでしょうか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 ラインの友達登録数につきましては平成30年12月からラインをスタートしておりますが、令和2年度には約1万人の友達数が増加いたしました。令和3年につきましては約4,500人、令和4年度は8,500人、令和5年度につきましては約2,000人という形で随時、段階的に増加をしているという状況でございます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 ラインも大きな情報源だと思いますので、また発展させてくださいありがとうございます。

○楠委員長 続きまして、39番ですね、竹内委員。

○竹内委員 広報費で国内誘客プロモーション事業に負担金を今年度から計上していますが、どこに何をするためにそこに負担金を出しているのか、お伺いします。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 令和2年度まで開催されておりました旧ゆるキャラグランプリや、今年度10月にうなぼんが参加しました淡路で行われたゆるバスといったゆるキャラの大会のほうに来年度も参加をさせていただきたいというふうに考えております。その参加のための負担金を今回、計上させていただいております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 いつ頃、行かれますか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 まだ現時点ではどの大会に参加するかという部分は決定しておりませんが、通常、大体、秋口にゆるキャラの大会が開催されておりますので、恐らく秋頃になるんだろうなというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 湖西市をPRするためにはいい手段だと思うので、頑張ってください。

○楠委員長 竹内委員、大丈夫ですか。

○竹内委員 終わります。

○楠委員長 次に、40番、滝本委員。

○滝本委員 今お聞きして大体のことは分かりましたけど、新しい取組というかゆるキャラというのは、この増加分

がほとんどが該当するというものでいいですか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 概要説明資料にございます移住定住プロモーション等の展開のところににつきましての増額の理由としましては、うなぼんによる部分もございますが、来年度は新たな取組としましては首都圏で活躍されている湖西市の出身者や湖西市にゆかりのある方などを対象とした交流会を実施したいなというふうに考えておまして、そのための部分の経費も含んでおります。

以上です。

○楠委員長 滝本委員。

○滝本委員 分かりました。この交流会というのは、もう継続してやっていく形になるんですかね、これから。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 令和6年度に初めて開催をさせていただき予定で考えておまして、もちろん令和7年度以降につきましても、継続していくべき取組になるんだろうなというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 滝本委員。

○滝本委員 はい、分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 次に、41番、福永委員。

○福永委員 同じところですけども、よく分かりましたので、プロモーション頑張っていたいただきたいなという思いです。

○楠委員長 よろしかったですか。

○福永委員 はい、いいです。

○楠委員長 42番、二橋委員。

○二橋委員 42番ですけども、移住定住促進事業の中で、どのようにこの令和5年度からの見直しがあったのか、説明をお願いします。

○楠委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。主な見直ししたところとしましては、近年の婚姻数の減少傾向が非常に強いということでマッチングアプリを活用した婚活支援に取り組む予定でございます。

また、3つの移住定住促進の支援制度につきましては、要綱の期限が令和6年度末となっておりますから、制度に向けた見直しに向けた検討は現在、進めているところでございます。

予算の変化につきましては、令和5年度予算からの減額となっておりますが、主な要因は3つの支援制度による補助金の申請実績に合わせて計上したものでございます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 なかなか難しいか分かりませんが、この事業の要するに効果というかね、結果から見ると効果的なものが存在するとはあまり見えないんだけど、特に令和6年度、見直すための、要するに課題とかそういうものを検証した過程というのはどんなふうになってますかね。

○楠委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。まず利用者のアンケート調査と、あと実際に勤めてる方のアンケート、それから企業へのヒアリング等をやったり、あと定住とか移住の住宅につきましては、住宅展示場のイベントに参加するとかいうような形で、小まめににそういった状況についてヒアリングする機会をつくってですね、そこから制度の見直しを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 なかなかね、この事業というのは効果が出るのはある程度、期間がたたないと分からん部分もあると思うんですけども、特に湖西の要するに企業に就業している人で、湖西に住んでいて新しく新築したりあるいは新たに自分の家庭を持つというようなことが促進されても人口というのは増えないよね。

要は、よそから来てる人が、要するにここに入っていただく、その政策に対する突貫的なことがここにちょっとないもんですから今、そういう勘案でどうなんですかね。

○楠委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 定住政策のターゲットは若者世帯というところをターゲットにしておりますので、ちょっと先ほどの説明の中では詳しく申し上げませんが、特にインターネットとかの広告等ありますが、そういったものに掲載するとか、あとSNS広告とかにも掲示をするとか、そういったところの予算化については今年度予算で取り組む予定でございます。

以上です。

○二橋委員 はい、まあ頑張ってください。

○楠委員長 二橋委員、よろしかったですか。

○二橋委員 終わります。

○楠委員長 次に、43番、佐原委員。

○佐原委員 43番、企画費、移住概要書移住定住促進事業の内訳は説明書に載っているわけで、すみません、分かりました。

今、言ったマッチングアプリの費用というのは別なものでしたっけ、どこに載ってるんでしたっけ。

○楠委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。御質問のありましたマッチングアプリの予算計上先は移住定住促進事業で、予算のポイントの5ページにも書いてあったと思うんですけども、110万円の予算を計上しているところでございます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 説明書には載ってないということですね。

○楠委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 説明書には全体の事業の説明だけをさせていただいているところでございます。

以上です。

○佐原委員 はい、分かりました。結構です。終わります。

○楠委員長 それでは44番、山口委員。

○山口委員 44番、公共施設マネジメント推進事業費について。

もともとこれは外部委託しているんですけども、委託による効果、これはどれぐらいあるのかお伺いいたします。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。令和6年度の包括施設管理業務の対象施設は、市役所、健康福祉センター、小・中学校、図書館、市営住宅、道の駅など合わせて全部で71施設で、対象施設は自家用電気工作物、消防設備、空調設備、昇降機などの保守点検をはじめ清掃業務など279業務にわたります。

委託による効果としましては、これらの業務を集約して発注することにより、まず1点目、年度初めの施設所管課による契約事務や業務の負担が大幅に軽減されること。

2つ目としまして、巡回点検の実施により、施設の不具合の早期発見・改善を実現できること。

3つ目としまして、修繕業務を包括の委託業者と連携することにより、効率的に実施することなどがございます。また、これらの効果について、金額に換算しますと令和4年度1年間の実績で約780万円の削減効果が出ております。以上です。

○楠委員長 山口委員。

○山口委員 ありがとうございます。もともとこれ5年前から外部委託しているものですから、継続して外部委託していくものですからね。委託による効果を期待して今、聞かせて質問させてもらいました。ありがとうございました。

○楠委員長 よろしかったですか。

○山口委員 はい。

○楠委員長 次に45番、寺田委員。

○寺田委員 同じく公共施設マネジメント推進事業費の関係です。

この委託業者の選定方法と選定内容を伺います。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。委託内容につきましては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

委託業者の選定方法につきまして御説明申し上げます。

令和6年度から始まります第2期包括施設管理業務の委託業者の選定につきましては、令和5年6月から9月にかけて公募型プロポーザルを実施しました。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員、いかがですか。

○寺田委員 その公募型をしてですね、何社申込みがあったんですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。1社の応募のみとなりました。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員、いかがですか。

○寺田委員 そうすると、もう1社で決定ということですか

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。そのとおりでございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 先ほど、削減効果ということで約780万ということですが、これ委託料が1億6,946万円、約1億7,000万円なんです、その委託で効果が780万円ということなんでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 はい、そのとおりでございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 この中でですね、建物管理費約1億3,000万円、令和4年度ですか、あのときはあったということなんです、これ1億3,000万円というのは、もう固定で変わることはないんですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。物価変動等により人件費や労務費の高騰があった場合にはそれに応じて変動いたします。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 それでこのマネジメントの常駐で4名ということで、あと夜間とか執務時間外コールセンター員がいる

ということですが、この4名で全てを対応しているということによろしいでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。そのとおりでございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 コールセンターの利用者数とか利用数というのは分かるのでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 ちょっとコールセンターの利用につきましては、今、手持ちの資料がございませんので、後ほどの答弁とさせていただきますと思います。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 ちょっと細かく聞いてるんですけども、要はですね、今までは各課がそれぞれ担当してばらばらでやっていて、そういうことで集約するということ一括ということなんですけども、今までのその業務の煩雑さからすれば、1か所に集中して効率的に行うということで経費を削減できるということなんですけども、そうすると、最初から常駐員4名ということで、専門職が2名いるということなんですけども、専門職2名を雇って4名のそういう部署をつくってですね、そこで一元管理ですれば同じような効果が得られるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。今、包括施設で実際に作業に当たっていただく職員というのは、電気工事士などの専門の資格を所有した者です。

湖西市では、そういう電気技師とかそういった職種でまだ募集をかけてないものですから、その辺についてはまた人事とのお話し合いによって決まるものなのかなというふうな認識でございます。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうですね。専門職を採用できて、そういう体制をつくってですね、その部署をつくってそこでできるものであればですね、この1億6,000万円、1億7,000万が削減できるのかなというふうにならうにちょっと考えたものですから。はい、分かりました。

○楠委員長 寺田委員、よかったですか。

資産経営課長、コールセンターの件については2款終了までに報告可能でしょうか。

大丈夫ですか。

○藤井資産経営課長 そのようにちょっと努力してみます。

○楠委員長 それでは、寺田委員そのように。

次に行きます。

46番、相曾委員。

○相曾委員 46番の引き続きなんですけれども、包括を継続する根拠のほうを伺います。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。先ほども答弁させていただいたとおり、令和元年度から始まりました包括施設管理業務により、まず1番目、職員の事務負担の軽減につながる。

2番目に、金額においても削減効果が出ていることが判明したということで包括のほうを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○楠委員長 相曾委員、いかがですか。

○相曾委員 事務負担等、経済効果が得られたということは分かったんですけども、委託業者をお願いすることで、

それが市民サービスの低下につながっているかどうかの評価はどのようにされているでしょうか

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。特に今ちょうど5年包括の5年目なんですけれども、特段、何かトラブル等、今、発生した事例というのはございません。

以上でございます。

○楠委員長 相曾委員。

○相曾委員 5年間やってみて問題がなく過ぎて、効果が多く得られたので継続するというのが根拠だということによろしいですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 そのとおりでございます。

○楠委員長 相曾委員、大丈夫ですか。

○相曾委員 了解しました。

○楠委員長 それでは、47番、佐原委員。

○佐原委員 47番、公共施設マネジメント推進事業費です。

人件費資材の高騰で委託料を増額したという説明ですけれども、委託料1億6,946万7,000円の内訳をお願いします。

あとまた、包括管理のその内訳というか内容が大まかでも分かれば、そのようお願いします。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。1億6,946万7,000円の内訳につきましては、施設の保守点検などの建物管理費が1億3,308万9,000円、委託職員4名分の人件費が2,475万6,000円、その他諸経費が1,162万2,000円となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、いかがでしょうか。

○佐原委員 施設は何施設持ってるんですけど、見ていただいているんですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 令和6年度、今度、予算計上するところにつきましては先ほど答弁させていただいたとおり71施設279業務でございます。

ちなみに今年度、令和5年度につきましては74施設282業務でございます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、いかがですか。

○佐原委員 すみません、ちゃんと聞いてなくて。分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 よろしかったですかね。

次に48番、神谷委員。

○神谷委員 48番、財産管理経費の中におけます工事請負費について、詳細説明をお願いいたします。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。工事請負費は2件ございます。

1件目は、旧表鷺津公会堂の解体工事で、延べ床面積109平方メートルの古い建屋の取壊しを行うものでございます。

2件目は、鷺津保育園西側の普通財産の整地工事で、既設舗装の取壊し、木の伐採、のり面の整地などを行うものでございます。

以上です。

○楠委員長 神谷委員、いかがですか。

○神谷委員 すみません、2番目の鷺保の普通財産のところの面積は。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 委員にお伺いしたいんですけども、それは鷺津保育園と合わせて隣接地も合わせた面積ということよろしいでしょうか。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 すみません、どちらでもいいんですけども、お答えしやすいほうで。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。先ほど、歳入のときに答弁させていただいたとおり鷺津保育園とあと隣接地合わせて約4,500平方メートルとなっております。

以上でございます。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 その普通財産のほうの面積はちょっと分からないということで承知しました。はい、ありがとうございます。

○楠委員長 次に、49番、竹内委員

○竹内委員 同じところですけども、旧表鷺津の公会堂解体工事が470万円とかって言っていましたよね。どうだったっけ。この解体工事費というのは470万円ぐらいかかるんですか。

それで普通財産整備工事というのが結局、845万3,000円からそれを引けば、今言われた木の伐採とかいろいろなものに使うという理解でいいんでしょうかね。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 まず、旧表鷺津公会堂の解体工事費なんですが、585万6,840円でございます。

○楠委員長 竹内委員

○竹内委員 はい、分かりました。令和5年度の予算のときに、表鷺津のほうの解体工事の設計業務をやったもので令和6年度解体、こっち鷺津保育園のほうはまだあれですので、これはどうなっちゃうんですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。解体の設計工事につきましては所管の幼児教育課のほうで補正予算、たしか12月補正で計上されていると思います。

以上でございます。

○楠委員長 竹内委員

○竹内委員 分かりました。はい、いいです。終わります。

○楠委員長 工事の内容につきましては、これからまた入札等ございますので、あまり細かい数値については、ちょっと御配慮いただきたいと思います。

○竹内委員 はい。

○楠委員長 次に50番、福永委員

○福永委員 防犯まちづくり費についてお聞きいたします。

令和6年度の防犯設置予定数を教えてください。

また、地域設置要望に対してはどのように対応していく予定でしょうか。

○楠委員長 危機管理課長。

○吉原危機管理課長 お答えいたします。令和6年度の防犯灯設置予定数につきましては、4月から5月下旬までの間で要望の受付を行いまして設置上限数の25基の範囲内で設置する予定でございますので、現時点では未定の状態でございます。

設置要望いただいた箇所につきましては、現地調査を行い基準に照らし合わせて審査を行いまして、設置箇所を決定させていただきます。

審査の結果、設置上限数を上回るような場合につきましては、自治会ごとの設置数や現地調査による必要性の度合いなどを加味をいたしまして優先順位を決定しております。

以上です。

○楠委員長 福永委員、いかがですか。

○福永委員 今、「設置条件数の25基の範囲内」と言われましたけども、この積算根拠とかその根拠を教えてください。

○楠委員長 危機管理課長。

○吉原危機管理課長 お答えいたします。まずこちらの事業なんですけれども、10年かけてかけてE S C O事業という形で委託事業で行っておりますこの事業そのものが従来の蛍光灯や水銀燈の防犯灯を全てLED化することによりまして削減した電気料金の差額を基にLED化の工事代、それから新設、それから修繕、維持管理などの経費として活用して行っている事業になります。

その中で、設置可能な新設の台数が10年かけて250基という設定をさせていただいてまして、年間25基ということで取り組ませていただいております。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 それについては分かりました。

要望なんですけれども、自治会が必要と判断して要望を上げてきていますけれども、それで市のほうで必要性度合いがないよというふうなことで切り捨てられたり、何度も要望しても設置されないままになっているということはあるんでしょうか。また、これからあるんでしょうか。

○楠委員長 危機管理課長。

○吉原危機管理課長 まず、設置するかどうかというところにつきましては、設置基準の中で審査をさせていただきまして、例えば30メートル以内の中に別の防犯灯があるとかですね、主要道路の近くで街路灯が近くにありますが、そういったケースについてはお断りするようなケースがあります。

一応、設置の基準を満たしてまして、設置が可能な状態の中で、例えば1自治会で4基要望がありましたとか、ほかのところは1基ずつというところで優先順位としまして、そちらの4基分の自治会さんとは話をさせていただいて、翌年度以降の設置という形でお願いをするというようなケースもございます。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 はい、分かりました。よろしく願いいたします。

○楠委員長 次に51番、加藤委員。

○加藤委員 情報化推進費の中で新規導入される文書管理システムや、書かない窓口システムの内容を伺います。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 すいません、御説明に当たりまして、配付された資料を使って説明させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

それでは、文書管理システムのほうから御説明させていただきます。紙の上部分です。

これまで市で取り扱う書類、例えば、起案文書などですけども、これは紙に印刷した後、決済処理として書類に対して押印を行い、キャビネットですとか文書保存箱に入れ、倉庫などで保管した後、期限が過ぎれば廃棄するという、こういった処理を行ってまいりました。

こうした紙による文書の管理は、テレワークへの対応ですとか運用管理に関わるコストの増大、時間ですとか費用、

保管スペースの圧迫、こういったものなど現状、多くの課題を抱えております。これらを解消するため、新たに文書管理システムの導入を行うものです。

下半分部分になりますけども、文書管理システムでは、市で取り扱う書類をシステムで直接起案、決済します。また保存期限が過ぎれば、データの消去、廃棄といったことも行います。

電子的に起案や決済を行うため、ペーパーレス化を促進しテレワークにも対応可能となり、文書の起案收受、こういったものの効率化、決済後処理の簡略化が期待できます。また、保管場所の確保問題も解消されます。

導入に伴う改善目標としまして右に書いてありますけども、印刷枚数の削減、起案決算に係る処理時間の短縮、執務スペースの確保のためのプリンターの削減、こういったものを目標としております。

続きまして、書かない窓口システムのほうを説明させていただきます。

資料の裏面のほうをごらんいただければと思います。

書かない窓口の取組は、窓口での手書きによる申請書や関連手続の案内をデジタルにより支援することで、申請に関わる手間の削減や所要時間の短縮、案内漏れの防止を図るものです。

資料の左上のほうからごらんいただければと思います。

書かない窓口では、まず受付の効率化のため、職員が要件の聞き取りをまず行いまして、マイナンバーカード等から、この申請者の方の情報を得て、窓口システムへ情報をデータで入力いたします。

この申請データや行政側でもともと持っている保有している住民データを基に、氏名、住所など申請に必要な項目が既に記載された申請書をシステムのほうで自動で作成用意いたします。お客様は、既に申請内容を書いておりますので、その内容を確認し、署名を行うだけになりますので、記入にかかる手間が大きく軽減されます。

また、転入や出生など複数の関連手続を伴う届出につきましては、必要となる手続をシステムが自動で判定し、関連手続の案内書を作成いたしますので、案内漏れ、こういったもののトラブル防止が期待できます。

申請内容はデータで受付されるため、バックヤード、職員の内部事務ですが、これを自動化、RPAによる自動化を考えておりますけども、これを行うことで迅速で正確な処理が可能になりますので、処理時間、お客様の待ち時間の短縮だけでなく職員の負担軽減にもなると考えております。

右側に今、御説明したデジタル化による効果のほうをまとめてございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 分かりやすく絵で説明していただきありがとうございます。来年度やることだから詳細は聞きませんが、大ざっぱにいつ頃からこの書かない窓口とか文書管理システムは運用を開始される予定ですか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。まず文書管理システムのほうですが、来年度、導入作業を行いまして年度途中に施行ができる、年度後半から施行ができるように準備してまいります。本格的な運用は令和7年度以降を考えております。

もう一つの文書管理システムですが、こちらのほうも来年度、導入作業をいたしまして、冬頃、証明書関係を対応しまして、一般的な申請受付のほうは翌年度以降を考えております。

以上です。

○楠委員長 加藤委員、いかがですか。

○加藤委員 大方、分かりました。最後に1個だけ。

文書管理システムの導入等でペーパーレスとかそういうのを進めるということなんですけども、これは今、オフィス改革、フリースペースにするとか、そういうことにつなげようとしてるんですか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。委員おっしゃるとおりですねフリースペースを行う、そのためには端末がやはり移動できるものでなければならない。移動できるためには、席に書類があるとなかなかそういったことができませんので、今回の文書管理システム、電子決済を対応するというので、それを実現していく、こういった考えで事業のほうを進めております。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 計画どおり行くことを願ってます。終わります。

○楠委員長 次に52番、相曾委員

○相曾委員 52番、取り下げます。

○楠委員長 それでは、53番ですね、竹内委員。

○竹内委員 情報化推進費で、地方公共団体情報システム機構への交付金が増額となった理由を伺います。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。先ほど歳入のほうでも名前が出ましたが、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISこちらが運用する自治体中間サーバープラットフォームというこういうシステムがあるんですが、このシステムはマイナンバー制度による情報連携において、他の市町村と情報をやり取りするために必要なシステムになります。この費用を各市町村が人口規模に応じた交付額を交付金として毎年、拠出しております。

現在のシステムのこの保守期間が令和7年度で終了することとなっておりますので、令和6年度中にこの公開作業を行うということで、そのシステム改修費用として交付金387万6,000円分を増額するものです。

なお、この公開に関わる部分の費用につきましては、社会保障・税番号制度整備費補助金、補助率10分の10が措置されます。

以上でございます。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○楠委員長 次に54番、寺田委員。

○寺田委員 同じく情報化推進費のところで、この書かない窓口とか文書管理システムのことはよく分かったんですけども、前年度よりさらに増額したこの1億8,900万円の理由、内容を教えてください。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。増額の主な理由は、DX推進に向けた新たなデジタルデジタル化への取組を開始することによるものです。

主な取組としまして、先ほど説明しました1つ目、書かない窓口システム導入による窓口改善のほうを行います。窓口で紙の申請書への記入の手間が不要となり、申請漏れを防ぐため、関連する手続の案内をシステムがサポートするなど、窓口サービスの利便性が向上いたします。事業費は3,902万2,400円を計上しております。

2つ目は、こちらも先ほど説明いたしました文書管理システム導入による内部事務の効率化を行うというものです。市で取り扱う保存年限が定められた行政文書をシステムで管理するとともに、電子決済の処理を可能にすることでペーパーレス処理の迅速化を図るというものです。

事業費は導入委託料などですけれども、1億1,785万7,300円を計上しております。

もう一つ大きいものとして、国の政策として基幹情報システムの標準化・共通化といったものがございまして、これの対応を行います。住民基本台帳や税国保などの総合機関パッケージの改修委託料、あとガバメントクラウドというコンピュータを動かすクラウド環境というものがあるんですが、こちらの通信環境の整備運用などへの費用といたしまして1,600万9,950円を計上しております。

主な増額は、以上となります。

○楠委員長 寺田委員、いかがでしょうか。

○寺田委員 これではデータを文書管理システムを導入のほうで、これはクラウドか何かに預けるということですか。データ保管は。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 文書管理システムのほうですかね。

今回、文書管理システムもそうですけども、書かない窓口システム、いずれもクラウドでの運用のほうを考えております。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 このセキュリティーのほうはどういうふうになってますか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 標準化・共通化につきましては、先ほど、名前が出ましたガバメントクラウドと申しまして国のほうが管理するようなどころになりますので、かなり高度なセキュリティーが確保された環境での運用になります。

また、文書管理システム書かない窓口につきましても、それぞれ事業者のほうでセキュリティーマークといいますか、セキュリティーの資格を取った業者が運用いたしますので、セキュリティーについては心配ない環境で運用できるかなと考えております。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると、データの保管というのはもう市から離れても国のほうでやるという形になるんですか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 システムの中のデータについては、クラウド内での保管になりますので、外部のほうで保管されるという形になります。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると、市のほうの責任はなくなるということですか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。市のほうで委託ということで契約をいたしますので、市の管理責任のほうは継続して発生すると考えております。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○楠委員長 よろしかったですか。

ちょうどお昼になりましたので、質疑の途中ですけれども、ここで休憩いたします。

再開は13時ちょうどとさせていただきます。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○楠委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、質疑を行います。

55番からとなります、柴田一雄さん、お願いします。

○柴田委員 休憩前から情報化推進費のところであってありますけども、その中で、情報化推進費が増額している中で、使用料及び賃借料というところが前年と比べると3,000万円ほど増額されておりますけれども、そちらの積算について確認をお願いします。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。使用料賃借料が昨年より2,999万3,000円増額しておりますが、このうち使用料について職員が事務、業務で使用するオフィスソフト、ワープロですとか表計算ソフトですけども、このライセンス切れに伴うライセンス更新料として1,738万8,800円の増になります。

借上料につきましては、主にこちら機器のリース料になりますが、職員の事務用機器、シンクライアント端末といまして私たちが今、使ってるこのノートパソコンのようなやつですけども、こちらの公開新規導入費用として395万4,648円、あと総合ネットワーク環境の公開に伴うものが591万9,948円、あと文書ファイルなどを保存するファイルサーバー、バックアップサーバーの更新に伴うものが314万4,985円となります。

そのほかメールサーバーですとか業務プリンターの年度途中のリース終了に伴う公開などがございまして、そういった借上料の増減を伴うものを合算して本年度の増額となります。

以上となります。

○楠委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。デジタル化によってそういったものも費用がかさんでくるということで理解しました。ありがとうございます。

○楠委員長 よろしかったですかね。

○柴田委員 はい。

○楠委員長 それでは56番、滝本委員。

○滝本委員 ただいまの柴田委員と同じように情報化推進費ということで質問いたします。

書かない窓口の取組についてとか、あとは文書管理システム導入の効果ということでこれ、紙をいただきまして説明を聞きましたので、大体のことは分かりましたので、継続でお願いいたします。よろしく。

○楠委員長 内容は取下げでよろしかったですか。

○滝本委員 はい。

○楠委員長 それでは次に57番、佐原委員。

○佐原委員 57番、情報化推進費で、高額な予算ですが、DXの推進は国の政策でもあり、国庫補助金などの活用できる財源はあるのでしょうか。

最初の歳入のところで一般団体からの補助金という説明も受けましたけれども、基盤、今いろいろなる詳細なお話は全委員さんたちにお伝えはいただいているんですけど、全体的な基盤情報システムの標準化・共通化の対応についての支出支援ということなので、それはどういう内容なのか教えてください。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 標準化・共通化の内容をまず御説明するということがよろしいかでしょうか。

○佐原委員 はい。

○山本DX推進課長 歳入のほうでもありましたこのデジタル基盤改革支援補助金で対応する標準化・共通化ですけども、この概要なんですけど、これは地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というものが、標準化法といいますが、こういったものが制定されておまして、この指定された20業務につきまして全国規模のクラウド基盤、先ほどもこれも出ましたけど、「ガバメントクラウド」ここに構築された標準仕様に沿った標準準拠システムというものが令和7年度末までに移行するということが決められたものになります。

全国の自治体、今こちらの対応を行っております、ちなみにこの指定業務といいますのは、すみません、こちらもちよっと羅列になります。

- ①住民基本台帳
- ②固定資産税
- ③個人住民税
- ④法人住民税
- ⑤軽自動車税
- ⑥介護保険
- ⑦就学（学校関係）
- ⑧障害者福祉 選挙人名簿
- ⑨国民年金
- ⑩国民健康保険
- ⑪後期高齢者医療
- ⑫生活保護
- ⑬健康管理
- ⑭児童手当
- ⑮児童扶養手当
- ⑯子ども子育て支援
- ⑰印鑑登録
- ⑱戸籍
- ⑳戸籍の附票

以上のこの20業務についてガバメントクラウドのほうに標準化ということで移行作業を行っております。

以上であります。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 これは全国の自治体がやってる標準化・共通化の作業を今やっているというところだと思うんですけど、先ほど言った一般団体でしたっけ、このJ-LISという、もうここからしか来ないんですか。国庫補助金とかというのはないんですか。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 今回のこの標準化・共通化に関わる補助としてはこちらのJ-LISからの補助金ということになります。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 よく、国庫補助金で国から直に来れるんじゃないかと、こういう国と何か一般の団体とでつくっているこのJ-LISというのにするシステムは国が考えたことだから私が聞いても仕方がないのか。

でも、こういうものを全国的にどの自治体もここを活用してるんだと思うんですけども、この補助金を。そのメリットというか、あるんですかね国から直に来る補助金とは違う。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 こちらのJ-LISのほうですね、機構のほうですが、こちら機構法みたいなものがございまして、そちらで業務のほうが決まっていたかと記憶しております。

補助金については、こちらのJ-LISのほうからの補助金が先ほども申しましたように標準化・共通化に伴うも

のが全てになるんですが、それ以外のほかにDXに関わるものとかデジタル化に関わるものは別の交付金というか補助金が総務省とか内閣府のほうからも使えるものは出ております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。きっと事業によって出てくるということで解釈すればいいですかね。

○楠委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 そのとおりでございます。

あとすみません、ちょっと先ほど申し漏れましたけども、J-LISからの補助金というのは、まず国がJ-LISに補助金として補助を出し、J-LISの中で基金をこれを作成しまして、その基金からJ-LISが各市町村のほうへ補助金を出すという、こういう流れになっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。ありがとうございました。

○楠委員長 次は58番ですね、柴田委員。

○柴田委員 58番、自治会活動費です。

建設補助金の対象となる公会堂について教えてください。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。建設補助金ですが、公会堂の新築が1件、公会堂の修繕が3件でございます。また、備品の購入が2件でございます。

以上です。

○楠委員長 柴田委員。

○柴田委員 ありがとうございます。ちなみに対象となる公会堂がどちらになるのかということは確認できますでしょうか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。

新築が内山自治会の内山公民館。

修繕が市場自治会の一宮公会堂・新居南自治会のひばりヶ丘公民館・柏原自治会の柏原公民館。

以上3件でございます。

また備品の購入につきましては、岡崎町内会と入出自治会でございます。

以上です。

○楠委員長 柴田委員。

○柴田委員 こういった内容ですと、自治会からの問合せに応じて地域の実情も勘案してということであろうかと思うんですけども、今の市のほうでこういった公会堂の新築ですとか建替えというような自治会からの問合せですとか相談というものはどのくらい来ているか把握はできておりますでしょうか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。新築の際に使える補助金があるかとの問合せなどを受けてるのは2件でございます。

以上です。

○楠委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。しっかり計画的に進めていただけたらと思いますお願いします。終わります。

○楠委員長 次に59番、寺田委員。

○寺田委員 前年度より増額した理由というのをお願いします。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。今回、公会堂の新築1件、補助金額1,500万円の要望を受けておりますので、令和5年度予算に比べ増額となっております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員、いかがですか。

○寺田委員 分かりました。あと自治会の運営費交付金4,227万1,000円の内訳をお願いします。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答え申し上げます。41自治会に対し5万円という均等額や加入世帯数による金額、また、女性役員加算等、合計をさせていただきまして要求額が4,227万1,000円としております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 今、言われた世帯数なんですけど、それは自治会の入会世帯数ということなんですか。そこに入会していない全体の世帯数というんですか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。加入世帯数でございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 あと一つですね、その入会世帯の割合というのはそちらで把握されてるんですか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。79%でございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 それでは次に60番ですね、相曾委員。

○相曾委員 60番、取り下げます。

○楠委員長 次は61番、佐原委員。

○佐原委員 取り下げます。

○楠委員長 続いて62番、竹内委員。

○竹内委員 新規の負担金・補助金ですけれども、中日懇話会と東三河懇話会への負担金を出す理由を伺います。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 お答えします。加入の目的としましては、中日懇話会は静岡県西部地域の企業や自治体、約90社が加入されております。東三河懇話会は愛知県東部地域の企業、自治体が約180社加入されております。

会員相互のコミュニケーションの充実を図っていくとともに、それぞれの地域情勢を的確に把握し、または共有し、それを湖西市の市政に生かしていく必要があると考えております。

既に水道事業におきまして、現況をまたいで連携したりしているほか、民間企業とも災害時の対応とかスポーツ振興に関する協定などが締結されております。

今後も、行政機関だけでなく企業を含めた地域間連携を深めていくことで、様々な行政課題に対し対応できるよう、市民サービスの充実に向けた取組を行っていかうとするものです。

以上です。

○楠委員長 竹内委員、いかがですか。

○竹内委員 はい、了解いたしました。

○楠委員長 大丈夫ですか、

○竹内委員 これって年間どのぐらいの活動というか、あるんですか。

○楠委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 会によって活動内容は異なりますが、毎月、月1回程度、あるいは東三河では新春の組長による懇話会が開催されております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○楠委員長 次は63番、寺田委員。

○寺田委員 共生社会推進費のところでお伺いします。

第4次多文化共生推進プラン策定のための実態調査費の内容を伺います。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。日本人市民や市内企業には、外国人との交流の程度、親しみ具合、外国人から受けた影響、共に活動する際に困ったことなどを伺います。

外国人市民には、日本語能力や学習機会の希望、就労状況、困り事、子供の教育についてなども伺います。

また、多文化共生社会推進協議会からの御意見と併せて調査内容としたいと考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員、いかがですか。

○寺田委員 そうすると、635万円増額したその使途というのはどういうふうになるのでしょうか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。アンケート調査は5年に1回やっておるものですから、前年度に比べて増額となっております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 そのアンケート調査、いろいろな聞き取りですね、相談を受けた内容、その結果はどういうふうな活用をしてみえるんですか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。令和6年度にアンケート調査をして、その集計や分析をし報告書をまとめ上げます。その結果を令和7年度に、実際に令和8年度以降どんなことをすべきかということを決めるための材料というか資料にさせていただき活用させていただきます。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 来年度、令和6年度やったのを、令和8年度以降に反映させるということですか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 そのとおりでございます。

また、この金額の中には多文化共生プランのほかに男女共同参画推進の会議の分も一緒にアンケート調査をするものですから、その両方のプランに活用させていただくということをちょっと補足させていただきます。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○楠委員長 大丈夫ですかね。

それでは64番、柴田委員。

○柴田委員 同じところですけども、内容といたしましてもう少し具体的にどういったものを策定業務やっていくのかということを探掘りできますでしょうか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えいたします。具体的には、日本人市民、外国人市民、市内企業宛ての3種類のアンケート調査票の作成、発送、回収、集計、分析、報告書の作成でございます。

以上です。

○楠委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。たくさんの費用がかかるということですので、しっかりと成果が出るように期待をしております。

○楠委員長 次は65番、寺田委員。

○寺田委員 また同じく共生社会推進費の関係です。

先ほど、外国人多文化共生事業のアンケートで、その費用を男女共同参画推進事業のほうにも使うということなんですけど、それでそちらのほうは増額が2,000円と少ない額の増額にとどまっているということなんですか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。そのとおりでございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 男女共同参画推進事業のほうでは、調査内容といったものはどういった内容になるのでしょうか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。調査内容は、社会における男女平等や家庭における役割分担などをお聞きし、現状把握させていただくとともに、男性の育児参画やワークライフバランス、防災への女性の参画などの御意見を伺う予定でございます。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 よく分かりました。そちらのほうも結果をうまく活用してお願いいたします。

これについてもやっぱり令和8年以降の反映なんですか

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。そのとおりでございます。以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 次は66番、福永委員。

○福永委員 同じところの共生社会推進費でお伺いいたします。

ちょっともう一回になるかもしれないんですけども、共生社会推進費の増額の内訳をお願いしたいです。

それから、計画策定の委託の理由ですね、こちらをお聞きしたいです。

もう一つ、実態把握調査は内容は分かりました。じゃあ、どのような方法でいつ行う予定かということ、具体的をお願いいたします。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。内訳は、多文化共生推進プラン及び男女共同参画推進計画策定のための実態調査で413万円の増、外国人総合窓口の会計年度任用職員報酬130万円の増、日本語教室委託事業が90万円の増となっております。

計画策定の委託によりまして、調査や集計、分析における専門性の活用やほかの自治体の動向の情報収集などによって質の向上や実施期間の短縮などに効果があるものと考えております。

調査につきましては12月ごろをめどに郵送による調査票の配布回収、また、オンラインでの回答も実施をしたいと予定をしております。

以上でございます。

○楠委員長 福永委員いかがですか。

○福永委員 来年度予定ということでもいいんですね。来年度1年間かけてということでもいいんですね。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。調査についてはそのとおりでございます。

以上でございます。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 しっかりとした調査が必要と思います。

委託理由になったと思うんですけども、情報収集ということは男女共同参画とか多文化共生の中身のそういう政策とかそういうふうなことについては課で行うという理解でよろしいですか。

○楠委員長 市民課長。

○豊田市民課長 お答えします。課のほうで行います。それと併せて委託業者の意見も聞きながら、最新のトレンドといえますか傾向なども参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福永委員 はい、分かりました。しっかり頑張ってください。

○楠委員長 次67番、三上委員。

○三上委員 市役所の建替えと病院の建替えですが、どっちを先に行うのかという議論があったはずだと思いますが、市役所が先だという理由を明らかにしてください。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。令和5年度予算案のポイント、昨年度、発表しました予算案のポイント10ページの横断的政策③公共施設の再編計画（概要）に示されておりますとおり、市役所と病院は令和5年度に同時に基本構想を策定することとなっております。

したがって、どちらが先かという議論はしておりません。

以上です。

○楠委員長 三上委員、いかがですか。

○三上委員 病院のほうはこの1年間、次に何をするかという提案が一度も出ておりません。今、聞いていますと、どっちが先という、同時に計画ができるはずだったのが、病院がただ単に遅れていると、こういう解釈でよろしいんでしょうか

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 そのとおりでございます。

○楠委員長 三上委員。

○三上委員 そうすると、我々、外から見てる人間から見るとですね、資産管理課が全体の全ての資産を管理してい

るというふうに思うんですけども、どうも病院は病院で勝手に動いているような感じがするので、その統括の状況です。資産管理課はしてないような印象を受けるので、その辺ちょっと説明してほしいんですが。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。湖西市の公共施設再配置個別計画の着実な推進に向け、再配置、施設の廃止、統廃合、改修等ですね、そちらの進捗管理を行うため、毎年、対象施設の取組予定及び実績の確認を行っております。以上でございます。

○楠委員長 三上委員。

○三上委員 いや、聞きたいのはですね、去年の、だから約1年前はですね、同時に今年3月にはもう計画が概要としてできているはずだったのが片方は遅れている。片方は予定どおり進んでいる。遅れていることについての説明を病院からも何もない。資産管理課からも何もない。そこのところの連動が何か縦割り行政でね、何かちょっと病院のことを知らないかのような印象を受けるのが、ちょっとちゃんとした説明をいただきたいんですけど。

○楠委員長 企画部長。

○安形企画部長 それではお答えをいたします。今、委員おっしゃるとおりですね、私どもの部署、公共施設の更新ですね、建替えであったり統廃合、あとは修繕等の管理をしている立場になりますので、今、課長が言ったとおり進行管理という形で定期的に取り組の実績であったり確認などを行っております。

その中で、やはり計画に遅れが出ているようなものがあるかとかですね、もしあった場合はその理由なんかも聞いて管理をしております。

併せて、施設の状況について例えば、構造上、老朽化が想定以上に進んでいるとか、あとは施設の機能としてすごい低下が見られるとか、あと市民のニーズが、そういうのも併せて共有をいたしまして、再配置計画の進行管理に努めているわけでございます。

今回についても、ちょうど令和5年度、市のほうとあと病院、基本構想の策定ということで進んでおるわけなんですけど、病院のほうにもちょっとその辺りの理由を聞いてみました。

今回については、病院のほうは経営改革プランを今、立てているということで、それによってちょっと構想の内容も変わってくるんじゃないかということで、この令和5年度の構想についてはちょっと遅れているというような状況は把握をしております。

ということで、資産経営としては全体的なマネジメントについては対応していくというような形で意識を持っております。

以上でございます。

○楠委員長 三上委員。

○三上委員 実態は分かりましたが、同じにやることになっていて片方が遅れているのであれば、ここで質問をする前にですね、遅れていることを我々に情報として早めに与えてほしかったなという感想だけ述べさせていただきます。

以上です。

○楠委員長 企画部長、よろしく申し上げます。

○安形企画部長 承知いたしました、はい。

○楠委員長 続きまして68番、寺田委員。

○寺田委員 同じく市庁舎建設事業費です。

この委託料の調査測定の対象と範囲ですね、これをお伺いします。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。新庁舎建設関連業務の目的は、新庁舎建設に先立ち、床面積決定に影響するオフィス環境を適切に調査把握することです。

主な業務は3つございます。

1つ目に、市役所、健康福祉センター及び市民活動センター内の机、椅子、書庫、OA機器などの数を調査する庁舎現状調査。

2つ目に、現状の会議室利用状況を調査し、新庁舎で必要な会議室数及び必要面積の提案を行う必要会議室数調査。

最後に3つ目としまして、各課執務室、別室、書庫、倉庫に保存・保管している文書及び物品を調査する文書物品等状況調査であります。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 測量は入ってないということですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 測量は入ってございません。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると、候補地とかそういった場所の選定に係るような調査は行っていないということでしょうか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。後ほどの答弁で予定してたんですけども、このほかに基本計画策定業務というのがございます。そちらのほうで候補地等は検討してまいります。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 調査の委託業者というのはどういう選定方法で決められたんですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。制限付一般競争入札を予定しております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 あとですね、管理用品用備品購入費ということで1,241万円が計上されてるんですけども、これはどういった費用でしょうか。

○楠委員長 資産経営課長、答弁できますか。

○藤井資産経営課長 できるんですけども、後ほど、ほかの委員さんから質問がございますので、そちらのほうで答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

○楠委員長 寺田委員、それでよろしいでしょうか。

○寺田委員 それで結構です。

○楠委員長 それでは、次に行ってよろしいですか、寺田委員。大丈夫ですか。

○寺田委員 はい。

○楠委員長 それでは69番ですね、山本委員。

○山本委員 同じく新庁舎建設事業費です。

2,070万3,000円の委託料の詳細をお伺いいたします。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。先ほど、新庁舎建設関連業務につきましては机等の調査ということで説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

続きまして、新庁舎建設基本計画策定業務について、業務内容について御説明申し上げます。

令和5年度に策定中の新庁舎建設基本構想を踏まえ、まずは候補地の中から建設場所を決定します。

次に、複合する施設、新庁舎に必要な機能、各課執務室、会議室などの必要面積を算出し建物の規模を検討いたします。

その後、延べ床面積、建築面積から何階建てにするかなどを検討し、各階の具体的な配置案を複数策定いたします。そのほか、財源や整備手法を決定するなどが主な業務となります。

以上でございます。

○楠委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

○楠委員長 それでは次に行きます。70番、福永委員。

○福永委員 同じ項目のところですか。私のほうからは、新庁舎建設計画に市民のサービスの向上とかその改善や市民の意見の反映について、その調査検討はどのようにされるのかということをお聞きしたいです。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 答えします。令和6年度策定していただきます新庁舎建設基本計画は令和5年9月に実施しました市民アンケートの結果を反映するのはもちろんのこと、令和6年度は市民の皆様を交えての会議を行うとともに、再度、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を広く取り入れたいと考えております。

以上でございます。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。ぜひ市民の声を聞いていただきたいなと思います。

○楠委員長 それでは71番、神谷委員。

○神谷委員 71番、同じく新庁舎建設事業費におけます備品購入費の内訳をお伺いします。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。新庁舎建設に先立ち、オフィスの中で固定席を持たずにノートパソコンなどを活用して自分の好きな席で働くワークスタイル、いわゆるフリーアドレスを施行するために必要な備品を購入するものでございます。この施行は今現在、庁舎の2階のDX推進課の一部、それから企画政策課、それから3階の資産経営課で実施いたします。

備品購入の主なものとしましては、椅子34脚、机11基、テーブル2基、収納庫13基、ソロチェアブース2基、6人用ロッカー4基及びモニター1台です。そのほか固定電話の内線化に伴いスマートフォン29台、Wi-Fiのアクセスポイント4台などを購入したいと考えております。

以上でございます。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 中身がたくさんあってちょっとメモしおせませんでしたけども、最初のうち椅子が34とか机が11とかテーブルが云々、これって新庁舎が完成の暁には、やはりこれも再利用すると、そういう考え方を持っていてよろしいんですか。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 そのとおりでございます。

○神谷委員 了解しました。

○楠委員長 神谷委員よろしかったですか。

それでは72番、相曾委員。

○相曾委員 72番、取り下げます。

○楠委員長 続いては73番、菅沼委員。

○菅沼委員 73番、取り下げます。

○楠委員長 74番、加藤委員。

○加藤委員 調整事務費ですけども、滞納者に対する催告納税相談、滞納処分等の計画を伺います。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。滞納整理の計画につきましては、年度当初に目標とするする収納率の達成を目指して年間計画を作成しております。

令和6年度は、現年分の徴収率を向上させることで翌年度への滞納繰越分が減り、徴収困難な滞納事案にも集中的に折衝できるようになることから、現年分の徴収に力を入れてまいります。

そのため、滞納が始まった初期の段階で実施している電話催告や一斉催告書の送付につきましては、時期を前倒しで実施をし、年度内に納付が完了するように働きかけてまいります。

また、前年度までの滞納があるものには、個人個人の滞納状況や折衝の経過に応じて、催告書の送付や電話や窓口での納税相談を行ってまいります。

その結果、自主的な納付が見込めないと判断した場合や、納税相談により分割納付などの約束をしても約束が守られない場合には、勤務先や金融機関、不動産などの財産調査を行って差押さえ等の滞納処分を速やかに実施してまいります。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 概略は分かりました。これは年度の中で、4月以降、いつ頃からこれは開始されるんですか。

○楠委員長 税務課長。

○山本税務課長 4月早々に滞納整理のほうは行っていきたいと考えております。

この中で申しました新規の滞納者につきましては、最初の納付が5月、6月頃の納付期限が参るものが多いものですから、そこから督促状を発送して1か月後ぐらいには催告等を進めていきたいと思っております。

以上です。

○加藤委員 了解しました。終わります。

○楠委員長 それでは75番、寺田委員。

○寺田委員 選挙管理委員会運営費のことでお尋ねします。

このシステムの標準化・共通化支援業務ということをお聞きしておりますが、この内容をお伺いします。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。法に従って投票管理システムの標準化に向けた対応を行うものです。

主な内容としましては、選挙人名簿の登録抹消、期日前投票、当日投票の管理などです。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 この業者の委託業者の選定方法は一般競争入札でいいんですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 他業者、先ほど委員がおっしゃったような形ではなく、今、使っているシステム業者にお願いする予定です。

というのもですね、この共通化というのが全国的に行いまして、どこの市町もやはり競争というかそういう見積りを出していただくにも業者さんのほうが手いっぱいというところもありまして、今やっている事業者さんに共通化のシステムを行っていただく形となっております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 この標準化・共通化によって県や国とオンラインでつなぐと、そういうことではないんですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 そういったことではなくてですね、今あるシステムを標準化に変えるということであるので、オンラインで一元化ということではなくて、今、使っているシステムを共通化にもっていくという形になります。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると、現在の市の担当の方たちが負担軽減になるとかそういうことではないんですか。

○楠委員長 総務課長。

○木和田総務課長 そうですね、残念ながらそういった形ではないと考えております。

以上です。

○寺田委員 分かりました。

○楠委員長 それではですね、先ほど、寺田委員の質疑の45番の中で、コールセンターの利用件数について資産経営課長、答弁できますか。

それでは、答弁をお願いします。

○楠委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。コールセンターを利用してる夜間及び休日の対応状況ですが、令和4年度、昨年度の実績としましては1年間で12件、本年度令和5年度につきましては、今日現在で9件ございました。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員いかがですか

○寺田委員 意外と少なくてびっくりしました。はい、ありがとうございます。

○楠委員長 それでは、2款総務費について通告をされた質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

竹内委員

○竹内委員 43番のところで、御本人は「分かりました」と言われたんですけども、その補助金のところね。新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金というのは、1夫婦10万円をとというふうになって、約40万円とかってこう書いてあります。

そここのところの御本人さんは書いてあったもんだから、これで内訳分かりましたっておっしゃったんだと私は理解しているんですけども、やはり住もっか「こさい」定住促進というのは、最高100万円支給しますよとか、やっばちよっといういろいろ違うので、そここのところの積算を教えてくださいんですけど。

○楠委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。令和6年度の補助金の予算額につきましては6,331万4,000円を計上させていただいているところでございます。新婚さんの件数の見込みとしては64件で10万円ですので640万円でございます。住もっか「こさい」という住宅の補助金につきましては123件を見込んでおりまして平均の支給額を34万2,552円と算出して計算させていただくと約4,213万4,000円を計上しているところでございます。

奨学金でありますわ〜くわく「こさい」の新規登録につきましては9件を見込んでおりますので、これまでの申請件数29件予算額につきましては478万円を考えています。

そして最後ですね、都市圏、首都圏を対象としました移住就業支援補助金につきましては8件の申請の見込みで1,000万を計上しております、合わせて6,331万4,000円という内訳となっております。

以上でございます。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 補助する額の幅もあるけれども、平均して一応、予算立てして、これだけの補助金になったということで理解しました。

終わります。

○楠委員長 それでは、ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○楠委員長 以上で、2款総務費の質疑を終わります

ここで当局者のお席の交代がありますので、暫時休憩といたします。

再開は14時とさせていただきますよろしくお願ひします。

午後1時46分 休憩

午後2時00分 再開

○楠委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開します。

引き続き、質疑を行います。

3款民生費について、76番からですかね神谷委員、よろしくお願ひします。

○神谷委員 76番、遺族援護費についてです。

戦没者追悼式に係る予算額は前年度とほぼ同額程度ですけども、今後の開催方法についてのお考えをお伺ひします。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 まず会場ですが、遺族全員の遺族会員の皆様の高齢化によって、遺族会員それから追悼式参加者数の減少が続いておるといふ現況があります。

令和6年度以降につきましては、80名程度の参加に対応できる「おぼと」の3階での開催を予定しまして、参加希望を持たれる遺族会の皆様が全員参加できるように今調整を始めるところであります。

事業目的にもありますように、戦没者の慰霊を行っていくということとともに悲惨な戦争とそれからそれによる犠牲者が市内にもたくさん犠牲になられた方がいらっしゃいますので、そういった方たちというものを後世にしっかり引き継いでいくために本当に大事な事業だと思っておりますので、今後もしっかりと継続をしていきたいと考えております。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 ちょうど今、新居の地域センターが改修工事やってるからかなとも思うんですけども、以前は議員の私たちにも声をかけていただいたりもしてたんですけども、地域センターが使えないから80名程度と踏んでるんでしょうか。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 別に地域センター云々の規模の話で80と言ってるわけではなくて、遺族会員がもう年々減少をされてます。それは高齢化もあつたりとか時代とともにお孫さんであつたりとかというので脱会も実は多くなっております。

大体、遺族会員の例年なんですけど、ここ数年はコロナのため開催をちょっと見合わせたというときもあるんですけど、大体、出席率と申し上げますと会員の40%ぐらいという形となります。それで、その会員の40%を、令和5年度、会員の皆様が参加すると仮定して計算した結果、80名程度という形になりますので、「おぼと」の場合には、ちょっと狭いかなというふうに見られてしまうのかもしれませんが、余裕を持って80名程度までは可能であるという形になりますので、地域センターの、例えば、エレベーターの大きさであるとか、「おぼと」のほうが例えば大きかったりだ

とか階段の搬入口の天井の高さであったりとか、そういったこともいろいろなことを踏まえて、それから会員の皆様
がちょうどこの「おぼと」が市内の中心という考え方もしておりますので、いろいろな各所からお集まりになられる
ときに「おぼと」が最も適してるんじゃないかとは今の段階では考えておりますので、「おぼと」という設定にさせて
いただきました。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 去年からでしたかね、「おぼと」でやったのが。

申し訳ないですが伺ってなかったんですけども、やはり「おぼと」の中にああいった祭壇も設けてやっているとい
うことですか。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 そのとおりです。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。やっぱり参加された方ですが「すごい何かちょっと寂しい感じがしたよ」とい
う声もちょっと聞いたりしたものですから、どういった呼びかけ方をなされてるのかというのがよく分かりませんで
したけども、今の課長の答弁で出席率が40%ぐらいなのでということ、高齢化もあるということで、その人が行かれ
たときにたまたま何か役員ぐらいいしか出席していなかったという話を伺っているものですから、呼びかけ方もあるか
などは思いながらも高齢化という原因ではやむを得ないということは承知しました。

やはり今、課長の答弁にもありましたし、本当にこの平和のありがたさとか、大切さというのは伝えていく必要が
あるんですけども、あくまでも戦没者追悼式というものに関しては、それに関した方だけの出席というお考えを持
っていらっしゃるのでしょうか。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 過去は遺族会の皆様を中心に新居の地域センターでやられたときの記憶ですと、例えば、自治
会の代表者の方であったりとか議員の皆様であったりとかという方を来賓としてお招きしてた時代もありました。

それについてもいろいろ賛否両論であります。何でここに参加しなければならぬかというお問合せもいただいた
こともあります。

ただ、ここ数年についてはコロナで出席者を限定させたということもあります。ですから単純に比較論では言えな
いんですが、参加される方たちの対象者については、今後またちょっと皆様に御意見をいただきながら慎重にちょっ
と進めていきたいなという考えを持っています。

以上です。

○楠委員長 神谷委員。

○神谷委員 ぜひともちょっと慎重に検討というか、本当に次世代にも伝えていかなくてはいけないことだと思っ
ますので、またいろいろな視点から御検討をお願いしたいと思います。

終わります。

○楠委員長 次は77番、寺田委員。

○寺田委員 生きがい対策費の関係でお伺いします。

老人クラブ連合会と各单位老人クラブですね、この補助金積算根拠をお伺いします。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。老人クラブ連合会補助金の積算根拠は、連合会の事務局設置に対し人件
費に相当する135万8,000円と、連合会活動に対する活動費用として補助対象事業費の4分の3以内で328万4,000
円を上限に補助をしております。

また、単位老人クラブ補助金の積算根拠は、毎年4月1日に在籍する会員1人当たりにつき950円を算定単価とし、各単位老人クラブに補助をしております。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 連合会のほうですね、この人件費というのは何名分なのでしょうか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えします。1名分でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 それは連合会長ということですか、事務局長ということですか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 事務局長の人件費ということになっております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 老人クラブ連合会と単位老人クラブと比べると単位クラブのが団体数は多いと思うんですが、その比重が連合会のほうに多くあるというのは何か理由があるんですか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。積算根拠は今、申し上げたとおりなんですけれども、連合会のほうは県の上位組織である県の老人クラブ連合会もございます。その関係もございまして、クラブ数だけで言えば今年度初めには32老人クラブ単位老人クラブあるんですけども、そこを取りまとめている事務局ということで、そこからまた間接的に単位老人クラブのほうに補助金が、大きな大会であるとか総会であるとかそういったときには流れていきますので、総括組織として連合会のほうに大きなお金がついていると、そういうふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 老人クラブのそれぞれの活動を活発化させるということを考えると、単位老人クラブのほうにもう少し比重を置いて予算を分けてですね、連合会のほうは大きな取りまとめとしてちょっと少なくしてと。

そのほうが地域の方々は、よりお金が使いやすくいいのではないかとというふうに考えるんですけども、この1人当たり幾らというのがもう固定で決まってるからその辺は増額することはできないということですかね。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。現在の社会経済情勢や財政面の問題等もありますが、総額の予算を増やすというのはなかなか難しいと考えております。

代わりに例えば、積極的に活動しているクラブに対してや、あとは新規会員の加入を促進しているような団体については1人加入当たり、幾ら増額というような形でそういったスタイル、いわゆるインセンティブ的な要素を加味して、その反面、逆に活動をあまりしていないクラブへは補助金を減らすとか、そういった総枠は変えないままでメリハリを中につけてくようなことは検討していてもいいのではないかなというふうにはも考えております。

以上でございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 これからさらに高齢化が進むと思いますので、皆さんが元気に長寿できるように、その辺は予算のほうを増額できるものは増額していただけたらというふうに願っております。

○楠委員長 それでは78番、荻野委員。

○荻野委員 78番、生きがい対策費です。

その中で高齢者補聴器購入費助成事業について伺います。具体的にどのように助成をするのかをお願いします。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。助成額は、補聴器購入費の2分の1以内で上限3万円。

助成対象者は、次の5つの要件を全て満たす方となります。

1つ目として、本市の住民基本台帳に登録され、市内に居住している65歳以上の方。

2番目として、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方。

3番目といたしまして、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用を必要と認めた方。

4番目といたしまして、市民税非課税で滞納がない方、これは本人に限ってということで考えております。

5番目といたしまして、その他の法令に基づき補聴器購入費の助成を受けられるは除く。

以上とさせていただきます。

なお、助成は1人1回限りとし、補聴器の購入費のみを対象としておりますので、修理費等は考えておりません。

助成の方法としては、通常の補助金等給付事業が採用する現金給付助成金後払方式ではなく、購入者の窓口負担が少額で済む現物給付、いわゆる償還払いじゃなくて現物給付を助成金先払いという方式で行うことを考えております。

耳鼻咽喉科の医師が補聴器が必要と認め、前述の事業内容で御説明申し上げたとおり一定の要件を満たした方に対し、市から補聴器購入費助成券を発行いたしますので、補聴器販売業者に対し助成券を提出して補聴器を購入していただくと、そういった流れで考えております。

以上でございます。

○楠委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○楠委員長 それでは79番、山本委員。

○山本委員 79番、取り下げさせていただきます。

○楠委員長 それでは80番、加藤委員。

○加藤委員 在宅福祉費です。

緊急通報システム運営事業の運用方法を伺います。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。緊急通報システム運営事業は独居の高齢者や重度身体障害者で安否確認が必要な方を対象に、自宅に非常通報ボタンと人感センサーを設置し、緊急事態に備えるものであります。

近年、民間でも同様のサービスが普及している中、市の福祉サービスとしては必要な方がサービスを利用することにより、安心して在宅生活を送れることを目的に事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 概略は分かりました。このボタンを押したときの受止め側はどこになるんですか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まず、緊急ボタンを押すと、私どもから委託している受託業者である警備会社のほうに連絡が入ります。そこと契約をしている看護師等がおりますので、そういった方が対応したり、また場合によっては救急搬送が必要になる場合もございますので、そういった場合は警備会社経由で救急隊のほうを呼ぶとかそういった形で対応しております。

以上でございます。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 分かりました。ちなみに、昨年とか一昨年の、今年度でもいいんですけど設置した実績というのは分か
りますか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 過去3年間の搬送件数でございますが10件ございました。令和3年度が3件、令和4年度が
2件、令和5年度は2月末現在で5件、計10件の救急搬送の通報がございました。

このうち非常通報された方が、御自分でボタンを押された方が8名と、人の反応で動く人感センサーで異常と判定
され警報が発動された方が2名ございました。

以上が、内訳でございます。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 はい、分かりました。以上で終わります。

○楠委員長 81番、福永委員。

○福永委員 同じく在宅福祉費でお聞きします。

緊急通報システム運営事業の減額の理由を教えてください。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。利用者はここ数年は130人でしたが、新規の利用申込や利用の
廃止もあり、月平均では115人程度で推移をしております。そのため、令和5年度予算では月130人で計上して
おりましたが、令和6年度予算においては、実際の利用状況に合わせて積算し月平均115人分としたことから、令和5年
度と比較し47万5,000円の減額となりました。

以上でございます。

○楠委員長 福原委員。

○福永委員 分かりました。そしてですね、申し込んでこられる人たちというのはどの程度の障害をお持ちだとか、
どの程度の方でしょうか

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。この緊急通報システムを設置される方というのはあくまで傾向でござい
ますが、緊急通報装置の設置者というのは、日常生活はある程度、自立されていても持病等がおありで突発的な対応
に不安がある方とか、あとは何かあったときのために保険的な意味合いで加入をされていらっしゃる方が多いとい
うふうに分析しております。

以上でございます。

○楠委員長 福田委員。

○福田委員 分かりました。

○楠委員長 それでは82番、二橋委員。

○二橋委員 82番、権利擁護費の中の成年後見人のところでは。

令和5年度に比べて令和6年度が倍増してるわけでございますけども、この増額の内容と主な理由をお願いします。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。令和5年度予算においては1名分を計上しておりましたけれども、令和
6年度予算においては対象者3名からの報酬助成申請が見込まれること。また、新規申請に対応できるよう1名分を
加算し、計4名分を計上したことにより、64万8,000円の増額となっております。

以上でございます。

○二橋委員 これはちょっと限定してるわけでございますけども、「障害施設の成年後見人に限る」ということなんで
すか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 こちらの一般会計のほうで取っている予算というのは「全て障害者分」ということに予算計上させていただいております。高齢者の分は特別会計のほうで計上しております。

以上です。

○二橋委員 分かりました。以上です。

○楠委員長 大丈夫ですか。それでは83番、寺田委員。

○寺田委員 二橋委員の質問で分かりましたので、取り下げます

○楠委員長 それでは84番、佐原委員。

○佐原委員 84番、権利擁護費、成年後見制度などの相談に乗る中核機関への委託料の内訳をお願いします。

それと、成年後見制度利用費が前年比2倍以上の増額の内訳は分かりましたので、取り下げます。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。中核機関への委託料につきましては、令和6年度より地域連携ネットワーク協議会を組織するため、その協議会委員への報償費と専門職支援のための困難ケース検討会アドバイザーへの謝礼として報償費6万円を増額しております。

その他、通信費を実情に合わせて精査した結果、令和5年度より5万8,000円の増額となりました。

以上でございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 何か去年から「成年後見制度を頼みなければ社協に相談すればいいよ」みたいな、なんか社協が中核組織というふうに認識してるんですけど、社協に払うお金はここにはないと、計上されてないということですか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。中核機関への委託料につきましては、運營業務としての委託費は委託費として別に計上してございまして、扶助費のほうはまた別枠といいますか、ということで予算計上はさせていただいております。

以上でございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 ここは扶助費のみということですね。の項ということですね。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 そうですね。質問が多分、佐原委員が御質問された内容というのが2つに分かれていたかと思うんですね。

まずは、この前段である中核機関への委託料の内訳と、あとは成年後見制度利用助成費ということで、この2つに分けての御質問だったものですから、中核管理委託料は委託料ということで取ってございまして、扶助費のほうは扶助費ということで別枠で取ってございます。

以上でございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 社協に中核機関として委託している費用というのは、概要書の中核機関運営費の中に入るんですか。に入ってるんですか、209万1,000円。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。予算概要説明書の24ページをごらんになっていただくとお分かりになるかと思うんですけども、中核機関運営としての209万1,000円、こちらが中核機関運営に係る委託料になります。

先ほど申し上げた成年後見制度利用支援というこちらの132万9,000円というのがここに書いてございますように、

申立て費用とか後見人等の報酬を助成するための費用というふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 じゃあ社協にはその委託料というか人件費とかそういうのを払ってなくて、とにかく事務の運営費用なんですけど、この209万1,000円は。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 この209万1,000円の中には社協への中核機関運営のための人件費も含まれております。

以上でございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。一日中その仕事をしてるわけじゃないですから、ピンポイントで相談に乗るということなので、はい、分かりました。いずれにしても市民がちょっと障害者、これは障害者のことですよ。相談したいと思えば社協へ相談、まずかけるなり、相談支援員がいらっしゃれば相談支援員を通じてとか、そういう方法でいいわけですね。ありがとうございました。

○楠委員長 よろしかったですかね。

○佐原委員 はい。

○楠委員長 それでは85番、二橋委員

○二橋委員 85番、介護保険事業費の中の介護職員育成事業についてです。

この初心者研修の受講料補助なんですけど、これ目的と期待されるものは効果はどういうことですか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。全国的に介護分野の人材不足が課題となっている中、市内の介護事業所に従事する介護職員の人材確保及び定着を図ることを目的として、介護職員初任者研修の修了後、市内の介護保険事業所で、介護職員として3か月以上就労していることを条件として、令和2年度より、当該研修の受講に係る経費の一部を助成しております。

介護職員が資格取得することにより、介護職として働く上で基本となる知識や技術を習得し、1人で身体介助の仕事ができるようになるなど、介護の質の向上が図られ、市内介護事業所の人材確保につながることで、ひいては利用される方が安心してサービスを受けられることが期待される効果と分析しております。

以上でございます。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 1つ疑問に思うのは、介護職員の資格取得という目標であるならば実務者研修を主としてやっていかないと、最終的には社会福祉士なんて取れないですよ。ここがいつも疑問になってるんですけども、そこら辺どうなんでしょうか。

○楠委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答えいたします。この介護職員の育成に関する補助金のやはり趣旨というのが、先ほどちょっと答弁でお答えさせていただいたように、まずは介護の世界に飛び込んでいただいて、そこで定着をしていただく。やはり人の確保と定着というところが主な目的でこの助成制度がございます。

今、二橋委員がおっしゃったみたいに、実務者研修というのはまたさらにその初任者研修を受けられて介護の世界に入れた方が、その後ステップアップをしていくための恐らく研修だったと思いますけれども、それについては、まだこの制度が始まって令和2年度からですので、しばらくこれを続けてみてその効果とかを見定めた上で、さらなる実効性のある事業ということで、委員おっしゃったみたいな実務者研修に対する補助とかというものを、またそのときに拡充等を検討していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 まさにそのとおりで、この初任者研修を受けたからどうだという話じゃないんだよね。もう実務研修の中にそれが入ってるものですから。もう今どきは直接、実務者研修を取得していくという方法論のほうが正しいと思うんですよ。

ですから、ちょっとこら辺はちょっと疑問だなと思いますので、またいろいろお願いしたいと思います。

以上です。

○楠委員長 それでは86番、寺田委員。

○寺田委員 86番です、浜名学園組合負担金の増額理由をお願いします。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。まず、施設運営に関わる負担分というものは前年とほぼ同水準で計上させていただいたわけですが、増額という形になりますのが令和6年度に行う災害緊急用の対応のための非常用電源設備の設置工事の実施の負担分という形になります。こちらのほうが2,286万2,000円という形でありますので、ほぼこの部分が増額という理由でございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 この工事はですね、これは工事費ではなくて、浜松市の負担ということなんですよ。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 そのとおりです。工事費は工事費で別にやって、浜松市それから湖西市で負担する部分の湖西市の負担部分という形になります。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 その負担割合はどのようになるのでしょうか。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 まず、工事費全体で言いますと、工事費約3,840万円という形になります。

ちょっと説明が細かくなってしまうかもしれませんが、この3,840万円をまず、浜松市それから湖西市双方、均等割と人口割と2つのものにまず分けます。

したがって3,840万円割る2ということで1,920万円という形になりまして、均等割のほうが浜松市、湖西市同率になりますので1,920万円割る2ということで960万円ずつのまず負担と。

その次に人口割なんです、これもももとの3,840万円をまず2つで割ると、で、1,920万円を両市の対象人口です。湖西市は全人口、浜松市は旧舞阪町それから旧雄踏町の部分となるんですが、こちらの合計数の8万4,176人、それで割りまして、1人当たりということで228.09円という計算式が出ます。で、228.09円に湖西市の人口である5万8,140をかけた答えが出まして、均等割960万プラス人口割1,326万1,381円、これも合計で2,286万繰上げで2,000円という形の計算式になります。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 これは非常用電源の工事ということでよろしかったですね。

その耐震化というのは。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 耐震化は含まれておりません。耐震化は浜名学園の3施設ともその当時の基準になってしまう

と思いますが、阪神淡路大震災の全て後に立った施設ということで聞いておりますので、浜名学園のほうではその阪神淡路に対応する耐震は行っているというふうに聞いております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田委員 あと行政の選定期と選定方法はどのようになっていますか。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 工事のですか。それは浜田学園のほうで主導してやっていくもんですから、こちらのほうでお答えするあれではございません。

以上です。

○楠委員長 寺田委員

○寺田委員 よく分かりました。

○楠委員長 それでは87番、福永委員。

○福永委員 地域生活支援事業費についてお聞きします。

意思疎通支援事業が増額となっている理由を教えてください。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。意思疎通支援事業については、聴覚それから言語機能、音声機能に障害を持たれる方の意思疎通支援のため手話による意思疎通が必要な緊急時などの場面に手話通訳者を派遣したりとか、それとか手話通訳者を育成するための講座の開設などをする費用という形になります。

増額の理由であります。会計年度職員で今まで長年、頑張ってくれた方のごめんなさい。違います。

増額の理由は、会計年度任用職員である手話通訳者の報酬において、勤勉手当がまず増額になったこと。

それから、手話通訳者の派遣に係る従事時間の増を見込みまして、手数料的な翻訳筆耕料という名称になるんですが、翻訳筆耕料を増額したことによる増という形になります。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 ということは、派遣時間が増えたということは仕事が増えているという理解でよろしいですか。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。ある程度ですね、派遣通訳を依頼されてくる方というのはある程度、固定化されております。中には新しい方もいらっしゃいますけれども、そういった方たちがお年を召されてきて今まで緊急時のお医者さんの対応であるとか、それとか手術のときの立会いでお医者さんと手話を交えて説明していただけるという業務を一生懸命やってくれてたんですが、そういう機会が高齢化によってだんだんだんだん増えてくるんじゃないかということで数字を見込みまして、実際、令和2年度から令和3年度、令和4年度と実績ですと5人ずつ増えております。

ですので、その部分を令和5年度の予算から令和6年度予算に1.1、110%ずつぐらい増えているという計算をもちまして、令和6年度の予算を計上させていただいたということです。

以上です。

○楠委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。これは何名でされてるんですか、1名ですよ。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 登録通訳者は9名いらっしゃいます。うち湖西市が3名で、湖西市外6名という構成になっています。

以上です。

○福永委員 はい、分かりました。

○楠委員長 大丈夫ですか。

それでは 88 番、佐原委員。

○佐原委員 88 番、自立支援給付費です。

障害者福祉施設通所給付費は、前年比プラス 47 万 5,000 円増だが、利用人数の加減でしょうか。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。増額した理由ですが、生活介護や就労継続支援サービス利用者の令和 2 年度から令和 4 年度までのまず実績を基にしまして、その方々の施設への通所に対する助成額もサービス利用者の伸び率と比例して同程度の伸び率を見込んだということです。

それから今年度改正したんですが、助成金の算定方法の距離要件を自宅から施設までの直線距離から最短距離という形に見直しました。これによって単純に距離数が伸びたものですから、当然、支給額も増加が見越されるということで増の理由となります。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 続いて 89 番、佐原委員。

○佐原委員 89 番、障害児通所支援事業費です。

障害者福祉施設通所給付費は増だが、障害児通所給付費の変更がない理由は。

○楠委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。障害児の通所給付費は児童の発達支援と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援サービス、相談支援などの提供について給付されるものであるということが前提となります。

障害の種別や利用されるサービスは本当に非常に多岐にわたる上、ここ数年、利用者は増加しているのに、反面です、サービス利用料は減少という状況が見られます。

ですので非常に予測することが困難でありましたので、途中で窮することがないようにという基準を見まして、令和 5 年度と同様の予算という形にさせていただきました。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 それでは 90 番、相曾委員。

○相曾委員 90 番の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費です。

具体的に何をするのか伺います。

○楠委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は、令和 5 年度から静岡県後期高齢者医療広域連合の委託事業として、健康増進課、高齢者福祉課及び保険年金課が連携して実施している事業で、後期高齢者となる 75 歳以上の方に対する保険事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施する事業です。

令和 5 年度の具体的な取組といたしましては、健康増進課では、保健事業としまして健康状態が不明の方の実態把握と健康診断の受診勧奨、電話や面接による保健指導を実施しております。

高齢者福祉課では、介護保険事業としましてフレイル予防の重要性和と予防の普及啓発のため、保健師や理学療法士が講和を実施しております。

また、保険年金課では、健診結果や医療費データ等の分析を行い、健康課題を中心に啓発用資料を作成しております。

これらの事業は通常、行っている事業でありまして令和5年度は特段、予算を計上しないで事業を実施しておりますが、フレイル予防の周知のために、高齢者が集う場に講師を派遣したり、健康診断の受診勧奨のためのパンフレットの送付などが必要であると考えまして、これらに要する費用を新規の事業として計上しております。

以上です。

○楠委員長 相曾委員、いかがですか。

○相曾委員 同じく令和5年度で実施していた内容は引き続き、令和6年度でもやっていくため、令和5年度予算計上してなかったところをしっかりとやっていきたいために計上したという意味で理解すればよろしいですか。

○楠委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 そのとおりでございます。通常業務、通常のものとしては引き続き行いますし、令和6年度は令和5年度やってみてこういうところも必要だということになりまして9万円ではありますが予算を計上させていただきます。

以上です。

○楠委員長 相曾委員。

○相曾委員 理解いたしました。

○楠委員長 それでは91番、竹内委員。

○竹内委員 同じところで報償費のところの6万円は何回分、何回分というか、その報償費について、それから消耗品費の1万1,000円はどのようなものか教えてください。

○楠委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 まず、報償費のほうですが、講師料1回6,000円で10回分を見込んでおります。

また、需用費のほうですけども、受信用のパンフレット1部50円のを200枚という計算で計上しております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 講師料というと、どのような方を講師としてやっていただきますか。

○楠委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 理学療法士の方を予定しております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 これを開催する場所というか、地域に出向いていくのか、どんなところでおやりになるんですか。

○楠委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 通いの場とかですねそういう地域のほうに出向いて講演のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○楠委員長 竹内委員。

○竹内委員 そうすると、今回は10回を予定しているという理解でよろしいでしょうか。

○楠委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 そのとおりでございます。

○竹内委員 了解いたしました。

○楠委員長 よろしかったですかね。

それでは92番、佐原委員

○佐原委員 同じところなんですけど、分かりましたが、じゃあ、それぞれの自治会の福祉会とかが今、生き生きサロンやってね介護予防をやってるようなところが依頼すれば来てくれるのか、あるいは市がもう年間計画でこの地域に行くというような計画でやっていくことなのか。どうですか。

○楠委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 これがですね、高齢者福祉課のほうでちょっと企画をしておりますので、ちょっとこちらで今の状態が分かりかねます。

基本的にこの事業というのは、75歳以上の高齢者となるといろいろな面から支援が必要となってまいります。縦割り行政の弊害を防ぐという意味もありまして、先ほど言った健康増進課と高齢者福祉課と保険年金課、それぞれが連携して取り組むというのがこの事業の1つの狙いでもあります。

ですので、今言った講師の保険というところにつきましては、高齢者福祉課のほうで担当させていただくということになります。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、よろしかったですか。

○佐原委員 ではまた分かったら、委員会とかでも教えてください。ありがとうございました。

○楠委員長 スムーズな進行に御協力いただきまして、予定をしておりました3款民生費、1項の社会福祉費までですけれども、通告された質疑が終わりました。

本日はここまでにとどめ、散会としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者〕

○楠委員長 ありがとうございます。

それでは、次回の委員会は明日3月8日、午前9時30分から開きますので。

それでは、以上で本日の委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

〔午後2時43分 閉会〕